

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律

郵便法の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律

運輸省設置法の一部を改正する法律

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律

去る四月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大蔵委員 文教委員 通信委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

後藤 義隆君

同

法務委員

同

社会労働委員

同

農林水産委員

同

商工委員

同

運輸委員

同

通信委員

同

農林水産委員

同

建設委員

同

予算委員

同

決算委員

同

沖縄及び北方問題

同

内閣総理大臣

同

勤労者財産形成促進法案可決報告書

同

沖縄及び北方問題

同

内閣総理大臣

同

北海道開発庁総務監理官新保寅生君は北海道開発事務次官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十五回

た。

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同

北海道開発庁総務監理官 山田 嘉治君

同

農林水産委員

同

建設委員

同

公害対策特別委員

同

科学技術振興対策特別委員

同

公害対策特別委員

同

科学技術振興対策特別委員

同

公害対策特別委員

同

</div

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

船舶職員法の一部を改正する法律案可決報告書 コンテンダーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に

関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案可決報告書

国有林野の活用に関する法律案可決報告書 許可、認可等の整理に関する法律案可決報告書

○議長（重宗雄三君） これより本日の会議を開きます。

○瀬谷英行君 北海道開発審議会委員の選挙は、

その手続を省略し、議長において指名することと動議を提出いたします。

○佐藤隆君 私は、ただいまの瀬谷君の動議に賛成いたします。

○議長（重宗雄三君） 瀬谷君の動議に御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

○瀬谷英行君 よつて、議長は、北海道開発審議会委員に竹田現照君を指名いたします。

○議長（重宗雄三君） 日程第一、國務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度農業施設について）。農林大臣から発言を求めております。発言を許します。倉石農林大臣。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣（倉石忠雄君） 農業の動向に関する年

立經營農家等專業的農家を中心として能率の高い

次報告及び講じようとする農業施策につきましての本年度報告は、農業基本法が施行されて以来、十回目の報告に当たっております。その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十五年度農業の動向について申し上げます。

わが国の農業は、近年における国民経済の高度成長に大きな役割りを果たしてまいりましたが、反面、その立ちおくれは次第に明らかになりつつあります。これに加えまして、今日の農業は、米の生産調整、生鮮食料品等の物価安定、農産物貿易自由化の要請、公害の克服など多面にわたる困難な問題に当面し、これら問題に対処しつつ構造改善といふ基本的課題を解決しなければならないきびしい局面に立っております。

このような情勢の中で、農業の他産業に対する比較生産性の格差は、前年度に引き続き拡大しております。これは、他産業部門の生産活動が依然活発でありましたのに對し、農業は生産が前年度よりわずかながら低下したことに加えまして、青果物を除く農産物価格が停滞的であります。

農業の展開ができますよう生産の組織化を促進し、食糧需要の動向に對応した農業生産の再編成

していると考えます。したがつて、農業を経済合理主義だけで取り扱うことなく、その特殊性を重視して保護育成し、食糧の安定的供給と農民所得増大の体制を確立すべきだと思います。そのためには食糧自給度を総合的に高めるべきだと考える

わけであります。しかるに、政府は高度経済成長を進めるため、農業と農民をこれに従属させ、

空間を積極的に保全するため、農村環境の整備を

す。また、そのためにも、地域住民の生活環境を

整備する必要があります。

以上の観点から進める必要があるのです。

次に、第二部におきましては、四十五年度を中心としたしまして、講じた策について記述しております。

最後に、昭和四十六年度において講じようとす

る農業施策について申し上げます。

ただいま御説明申し上げました農業の動向に対

処するため、政府といたしましては、農業基本法の定めることろに従い、諸情勢の推移を織り込み

まして総合農政を着実に推進してまいることとい

たしております。当面、昭和四十六年度におきま

しては、農業構造の改善、地域農業の総合的開発

と新しい農村の建設、米の生産調整等農業生産の再編成、価格対策、流通消費対策の強化、自然環境の保全など各般の施策の推進をはかることとい

たしております。

以上、昭和四十五年度農業の動向に関する年次

報告及び昭和四十六年度において講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上

げました次第であります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。杉原一雄君。

〔杉原一雄君登壇、拍手〕

○杉原一雄君 私は日本社会党を代表して、ただいま報告、説明された農業白書と農業施策について質問いたします。

農業基本法制定すでに十年、したがつて、第十

回目の白書の報告をいま受けました。しかしに今

いたします。われわれは、農業は国土を利用して

います。

以上のようないい農業動向を踏まえて、今後は、自

らかにしてほしいと思います。五月一日の毎日新

聞紙であります。

國民の食糧、生活資源など社会的な価値生産を行

ない、全産業の基盤を構築する重大な任務を持つ

ていると考えます。したがつて、農業を経済合理

主義だけで取り扱うことなく、その特殊性を重視

して保護育成し、食糧の安定的供給と農民所得増

大の体制を確立すべきだと思います。そのためには

食糧自給度を総合的に高めるべきだと考える

わけであります。しかるに、政府は高度経済成

長を進めるため、農業と農民をこれに従属させ、

これを食糧自給度を総合的に高めるべきだと考

えるわけであります。したがつて、農業を経済合理

主義だけで取り扱うことなく、その特殊性を重視

して保護育成し、食糧の安定的供給と農民所得増

大の体制を確立すべきだと思います。そのためには

食糧自給度を総合的に高めるべきだと考

えるわけであります。したがつて、農業を経済合理

主義だけで取り扱うことなく、その特殊性を重視

して保護育成し、食糧の安定的供給と農民所得増

大の体制を確立すべきだと思います。そのためには

聞が、「選挙対策に終わった米価引上げ」の表題を掲げた社説を載せている中で、「政府与党は、今度の値上げ折衝に際し、値上げの付帯条件として総合農政の推進と米の生産調整の実行、消費者米価の据置きなどをうたっているが、これこそ精神分裂ではないかと思う。」と、きびしく批判をしているのであります。その一つである総合農政とは一体何か。秋田の高橋聲さん、三・七ヘクタールの農民である。昨年は〇・三ヘクタールの減反で二百五十俵、今年は〇・七ヘクタールの減反で告され、百二十四俵の予約限度数量、昨年は総合農政のかけ声に協力し、一・四ヘクタールの新規の国営開田、なお土地改良で平均反収も上がつている。しかし、今年、減反と買い入れ制限の二重パンチを受け、怒りを込めて高橋さんは訴えています。「国策で水田をつくつておいて、ようやく米がとれるようになつたら、知らぬ顔で切り捨て、借金だけちゃんと取り立てる。そんな法があるかね。百二十四俵じゃ収入は百万円、借金払つて農機具代を出して、そして家族七人が食えと言ひなんて、出かせきでも何でもしきうことだべ。」高橋さんは米で生きてきたし、これからも米以外で農業を続けていくことを考えていないと言つております。佐藤首相から、高橋さんが代表する多くの日本農民に、親切にして力強い日本農業の今後のビジョンを語りかけてほしい。同時に、倉石農相も、精神分裂症などときめつけないで、具体的に総合農政とは何か、今後の農業、今後の農民像を明らかにしてほしい。

次に、米の生産調整の実行についてだが、農相は委員会等で、米価を据え置きしないと生産意欲を刺激するから困ると言つておられたが、六百二十四円加算された今日、今後、倉石農政を自信を持つて貫徹されるかどうか、その方策を伺いたい。そこで、麦類、大豆、牧草、果樹などに転作するように企画されているが、まずその生産目標、年度計画並びに価格保障等についての対策はどう

なつてあるか、明らかにしてほしいのであります。減反、休耕、買い入れ制限に腰を抜かした農民は、容易に政府を信じ、そして立ち上がるだろうと思はしないだろうと思ひます。政府の強力な、信頼の置ける政策がない限り、実現はむずかしいと思います。

特に具体的問題を提起いたします。大豆とグレープフルーツであります。大豆は、昭和四十年以降急激に輸入があふれ、四十五年度三百二十四万三千トンの輸入、国内産が少ないから輸入が激増したのだけれども、四十年以前はどうか。北海道をはじめ多量の国内産があつたはず、それを貿易自由化のために輸入に依存しているのが現実であります。いま、グレープフルーツ自由化について、佐藤總理が、國際信義上熱心に推進しようとしておられると聞く。農相が軒作の日玉商品として推進している果樹奨励への道は阻害されるのではないか。だから、貧困な価格政策の改正、生産者に対する通産省の指導行政と農相の決意を伺いたい。

最近、荒川の上流、過疎地常に公害持ちの製紙産業を承知で誘致されたと聞いております。また、富山の田園都市に進出した三越金属が操業を前にして身売りを行ない、農家の主婦たちの多数雇用契約を破棄したとも聞いております。しかも、最も農工一体の構想にぴったりとした佐藤造機の倒産について、その現状と、これに対する通産省の行政指導並びに全購連が深くタッチしていると聞いていますが、農林省の指導性がどのようにならぬ、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

いわゆる「日本への輸出に大きいドライブがかかる」といふならず、通産行政を担当する通産大臣、貿易自由化は國際社会と日本経済との関連において絶対必要なのかどうか。特にアメリカの農産物、な

昭和四十六年五月十二日 参議院会議録第十二号

國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度農業施策について)

六一六

ら他の成長農産物への円滑な転換をはかることは日本農業の当面する大きな課題であります。一昨年以来、貫して米価水準据え置きの方針をとつてきましたのは、このような事情を考慮したからであります。先般決定を見た四十六年産米の政府買い入れ価格は、昨年産米についての良質米奨励金と米の品質改良奨励金を組み入れたもので、農家の実質手取りといふ面から見れば前年と同様であつて、米価水準据え置きの本旨に反するものでない。私はかように考へております。お尋ねのありました農政の基本的構想も、そのような意味において從来から申し上げているところと全く変わりありません。

米の需給の均衡の回復をはかることが農政の緊急の課題であり、今年度から五カ年間にわたつて、総合的かつ計画的に米の生産調整対策を推進する予定であります。また、物価問題、公害問題、経済の国際化等、農業を取り巻くきびしい情勢に対処するため、引き続き総合農政の強力な展開をはかることとし、このため、構造政策の展開を進めるとともに、生産、物価、流通、環境整備等につき、各般の施策を総合的に推進してまいります。

杉原君は、秋田の高橋君からの投書を主張されました。が、米農民の当面する悩みと苦しみに対しましては察するに余りあるものがあります。しかしながら、日本農業の置かれている立場、あるいは今後進むべき方向については、るる申し上げておどりであります。農民各位の御理解と御協力を何よりも必要とするのであります。適地適産、そして生産性の高い近代的な農業の確立のために、いま一息がんばつていただきたい。これが農民諸君に対する率直なお願いであります。次に、貿易の自由化はわが国の国際経済に対する責務であり、農産物の自由化をその例外とすることは許されない状況にあります。ただ、自由化のプログラムにあたつては、農業が総合農政展開の過程にあることは十分考慮してきたところであ

り、御指摘になりましたグレープフルーツにつきましても、その自由化に際しては季節関税を設定してまいります。また、教育の問題や今後の農業のあり方等についても、るる御意見をまじえてのお尋ねがありました。ことに、周恩来首相の説など御引用になりました。これをおいかに批判するか、こういうお話をありました。私は、外國の首相の御意見について、この機会に、この際、とやかく申し上げるような考えはないことをはつきりお答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 様答申し上げます。

ただいまの総理大臣のお答えにもございました生産者米価のことについては、もうお答えがございましたが、今後も米の恒常的な過剰状態を解消いたしますように、また、各農産物について需要に対応いたし、かつ、地域の特性に応じた農業生産を確立する必要は変わりはございませんので、引き続き総合農政を強力に推進してまいりたいと存じております。

米の生産調整は、幸い農家の方々をはじめ生産者団体その他の御理解を得まして、生産調整目標数量の配分等がおおむね順調にすでに進行いたしております。御承知のような決定を見ておりますが、これは昨年交付いたしました良質米奨励金及び米品質改良奨励金に相当する額を米価に組み入れた次第でありますので、その点は総理大臣のお答えにありますとおりであります。

米の生産調整に伴つて農政をどういう方向でやつしていくかというお話でございますが、稻作からの転作目ととしては、大豆、飼料作物、野菜、果樹、桑等、今後とも需要の増大いたします作物を考えております。これら転作作物の長期の生産目標につきましては、農業生産の地域指標の試案を発表いたしておりまして、五十二年度の目標についても、すでにお手元に差し上げてあるの計算に基づいて進行いたしておる次第であります。

これら転作目としては、大豆、飼料作物、野菜、果樹、桑等、今後とも需要の増大いたします作物を考えております。これら転作作物の長期の生産目標につきましては、農業生産の地域指標の試案を発表いたしておりまして、五十二年度の目標についても、すでにお手元に差し上げてあるの計算に基づいて進行いたしておる次第であります。

これらの数値は、農産物の長期的な需給見通しに基づきまして、いざれも需要に見合った生産を確保するといふ見地から目標を定めたものでござります。

また、転作作物の価格対策につきましては、今後必要に応じ検討することとしております。

が、当面、野菜につきましては、野菜指定産地制度の活用、野菜生産出荷安定資金協会による価格補てん事業の拡充強化、それから都道府県が行なっております。こういう価格安定事業の基金を、四十六年度予算から国において助成をいたす予算が決定いたしておることも、御存じのとおりでございます。

現行交付金制度の活用をはかることといたしておられます。

ただいま、また、お問い合わせに、転作作目として大豆等をやさしくこうとする場合に、農産物貿易に対する考え方はどうかといふお話をございました。これは、しばしば農林水産委員会等においても申し上げておりますように、転作の推進にあたりましては、生産性の向上を基本といたしまして、生産調整奨励金の交付、それから土地基盤の整備、農業近代化施設の導入、価格安定対策等の施策を講じていくことといたしておりますが、転作目には、すでに自由化されているものが圧倒的に多いわけでございまして、今後の貿易政策の運用にあたりましては、総合農政の展開、稻作転換の推進に支障を来たさないよう、十分に配慮しておられる考え方でござります。こういうやり方については諸外国でもいろいろな例をあげておる次第でございますことは、杉原さんよく御存じのとおりであります。

それから、一方で果樹などへの転作を推進することを指導しながら、一方において自由化を促進していくのはどういうわけかといふお話をございますが、わが国の経済全体から見て、私どもは自由化を促進することが必要であるといふ原則に對して十分注意をいたしますためには、販売業者の新規参入規制の緩和をいたしたり、大型精米工場の建設などを促進いたしまして、米の需給の実情が販売面に十分反映いたしますように努力をいたしてまいります。

それから、佐藤造機の問題がございましたが、全購連の検査は、三月二十七日に終了いたしました。目下検査結果を取りまとめてござります

ては、総合農政の一環としてその推進をはかりつておりますので、そういう場合に、それと競合するかのごとく見える、同じような果実への影響を緩和するために季節関税を設定いたしました。あるいは果樹の生産、流通、加工、そういう対策トダウンを考えてやつてまいるよう、体質を改善することに全力をあげてまいるつもりでありますし、現にいろいろな手段を講じておることは御承知のとおりであります。

それから、生産者米価と消費者米価の逆さやお話をございました。生産者米価を引き上げまして消費者が米価を据え置いた場合には、逆さやが拡大いたして、財政負担も増大いたすことはお説のとおりであります。直ちに消費者米価の値上げを――この今回のような施策、つまり、前年度農業者に交付いたしました二百三十八億円を基本とおりであります。直ちに消費者米価の値上げを――この今回のような施策、つまり、前年度農業者に交付いたしました二百三十八億円を基本とおりであります。直ちに消費者米価を据え置いたといふだけによって、直ちに消費者米価の値上げを行なうなどといふことは考えおりませんが、こういうことについては、消費者米価を据え置くつもりであります。

今後、慎重に諸般の事情を勘案いたして検討いたしてまいり必要があると思っておりますが、本年度は消費者米価を据え置くつもりであります。

米の販売価格につきまして物価統制令の適用を廃止いたしました。これもしばしば予算委員会等で御論議がございましたように、現在のような、米需給がきわめて緩和されておりますような状態のもとにおいては、価格全体としての水準が現状より上昇するものであるとは、私どもは考えておりませんけれども、しかしながら、そういうことに対しても十分注意をいたしますためには、販売業者の新規参入規制の緩和をいたしたり、大型精米工場の建設などを促進いたしまして、米の需給の実情が販売面に十分反映いたしますように努力をいたしてまいります。

が、その結果を見た上で、前渡金の支出の方法、関連会社との取引の方法等について問題があります場合には、その是正につき十分指導してまいりたいと思っております。

農業後継者のお話をございました。同時に少傾向を統けておりますことは御指摘がございまして、私ども、近年、新規卒就農者数は年々減少傾向を示しておりますことは御存じのとおりでございます。これから農業者の資質は、高度な専門的知識と企業的経営管理能力を必要といたしますが、当いたしますに十分な資質を有する者が、また農業には就業いたしております傾向も御存じのとおりでございます。御存じのとおりでありますので、農林省みずからが、たとえば、農業者大学校を設置いたしまして農業者育成を進めておりますことは御存じのとおりであります。都道府県におきましても、既存の研修教育施設の近代化と教育内容の充実強化をはかりますほか、農村青少年の自主的集団活動の促進、農業後継者の養成資金の貸し付け、農業就業近代化対策事業による農業後継者の養成確保など、諸般の施策を総合的に推進しておる次第でございます。

もう一つ、いわゆる農工一体化のお話がございまして、私ども、ただいまの国会に、工業を地方化に導入してまいりための法律案を御審議願つておるわけであります。御存じのように、わが国においておこなわれておることは見られませんけれども、農政の基本法として、農業基本法は、自立經營農家、規模のしつかりしたものを育成していくという方針でございますが、それにもかかわらず、多數の兼業農家があることは否定できないことであります。このよくなわが国の特質であります。こういった余った労働力、つまり、兼業農家の労働力といふものを、どのように活用するかということは、農村の所得をふやすためにも、農村維持拡大のためにも大切なことでございますので、御指摘のよう

に、公害を伴うようなことのないようなことを十分考慮しながら、地方に産業を分散して、そして産業の全国的平均化、また人口の分布をできるだけ平均化していくようにつとめてまいりたい。そういうことのために、離農を希望する者には離農しやすく、またそのまま土地に定着して他の所得を得たいと希望する者に雇用機会の増大をはかつていくといふことが、御審議を願つております農村工業導入に関する法律案でございます。この趣旨は、多くの地方の方々に非常に歓迎を受けておりますことは御存じのとおりでござりますので、そういう方向で進めてまいりたいと思つておる次第であります。(拍手)

小は避けられないかと思いますが、更生をいたしたものというふうに判断をいたしております。それから富山県の三越金属工業の問題でござりますが、これは銅加工を高岡等でいたしておりました会社と聞いております。で、昨年來、銅価格が非常に変動をいたしましたことが原因で経営不良におちいりました。大口債権者が買い取つたわけですが、そこで解雇の問題をめぐり、最近になりまして紛争があつた。しかし、最近になりまして今後の再建の基本事項につきまして、債権者と労働組合等と関係者の意見調整ができた由でありまして、間もなく高岡工場は再開をするということになつたというふうに承知をいたしております。

業による営利事業であつて、そのためには、かえつて自然が破壊され、農村に対するメリットはほとんどないと言つても過言でない状態であります。美しい自然に対する国民の欲求にこたえるため、公害のない緑地空間として自然の積極的な保全並びに活用が重要な課題であります。

さらに、農村は、すでに少數の専業農家と多数の兼業農家や非農家の混在する地域社会になつております。したがつて、農村における生産基盤の整備は、ともに生活基盤をも向上させるという総合的な計画でなくてはなりません。農村の整備は、国民の生活環境をよりよくするという、人間の生命を大事にする政策でなくてはならないと思

○國務大臣(宮澤喜一君) 貿易自由化を促進する必要性につきましては總理大臣からすでに御答弁がございましたが、現在の私どもの努力をもっていたしましても、今年九月現在でお残存輸入制限品目が四十ほど残ることにならうかと思つております。この四十のかなり大きな部分、七割程度は実は農林省関係のものでございまして、この点やはり総合農政に対する私どものいろいろな意味での配慮を反映しておるものと考えております。

それからあと総合農政の展開を見ながら、また季節閑税なども考えまして、さらに自由化を進めていきたいというふうに考えておるわけでございました。

それからグレープフルーツ、大豆につきましても、すでに農林大臣から御答弁がございましたし、農村工業化につきましてもただいま御答弁がございました。

佐藤造機につきましても同様でございましたが、百九十九億円ほどの負債がございます。そこで最終的な再建計画がまとまりますのにほぼ一年近くかかるかと思っておりますけれども、幸いにして関連企業及び労使一体の協力関係がたいへん円滑化してまいりましたので、多少の規模の縮

○議長(重宗雄三君) 沢田美君。
〔沢田美君登壇、拍手〕

○沢田美君 私は公明党を代表して、ただいまお明のありました農業白書に対し、總理並びに閣僚大臣に質問いたします。

まず第一点、新しい農村社会の建設は、單に農民のためのみではなく、全国人民のための良好な生息環境を確保するために、國土全体の立場に立つて、長期的、総合的に計画を立てる必要があるのではないかということを、政府・自民黨がとつてまいりました高度成長政策のもとで行なわれた経済第一主義への偏重は、農村には過度の影響を、都市には過密と公害を招来し、極度の自然環境を壊は人間に生命の危険を感じるまでに至らしめたのであります。良好な生活環境をつくることは、もはや都市政策のみでは不可能な時代になりました。従来、都市と農村は、一つの政策によってことないと思うものであります。すでに、農村には、立派な、両者の利益が一致するものでなければならぬ利害が相反することが多かつたのであります。ですが、今後、総合的な立場に立つ新しい政策の構築は、都會の人々のレジャーのための施設が急速につくられつつあります。しかし、その大部分は觀光企

いります。都市と農村と総合的な立場に立った新しい農村づくりに対し、総理並びに農林大臣の所信を得対策及び見通しについてお尋ねいたしたいのであります。

第二点は、農業と他産業との比較生産性及び所得格差をいかにして改善縮小させるか、農家の所得対策及び見通しについてお尋ねいたしたいのであります。

白書は、農業の比較生産性の推移を次のよ
うに表示しております。農業が製造業に対する占める
就業者一人当たりの比率は、昭和三十五年の二
七・九%から徐々に増加し、昭和四十二年には三
九・二%まで上昇いたしましたが、その後再び下
向線をたどり、昭和四十四年には三三・七%に低
下しているのであります。白書の数字を見るまで
もなく、生産調整による減反、生産者米価の連続
据え置き、農産物の輸入自由化、消費者に対する
物価対策として農産物の価格抑制等々、農業に
とつては連続的に打撃を受ける問題のみであります。
農作物の反当たり生産数量には限度があり、
しかも価格は頭打ちです。その反面、生産のため
に要する経費は、農耕機械や肥料の値上がり、勞
働賃金の上昇等、年々増大し、生産農家に大きな
経済的圧力を加えております。したがって、農家の
実質的所得が毎年減少しつつあることは説明を
要しないところであります。この事実は、農業基

本法の精神、すなわち農業と他産業との均衡ある収入の確保という立法の大原則に反するものである。政府・自民党の農民不在の農政を物語るものであると思ひます。

政府は、このよろ農家所得をいかにして増加させ、国民主食の確保と質の向上につとめてきた農民に、どのようにしてこたえようとするのか、その対策を承りたいのであります。兼業農家対策として、農村に工業を導入するとか、専業農家の規模拡大をはかるなどといふ、ありきたりの答弁では納得できませんので、そのつもりで明快な御答弁をお願いいたします。

第三点は、農林省関係予算は昭和四十六年度ついに一兆円を突破する大型予算になつたのであります。その内容を見ますと、米中心の予算である觀が免れ得ません。しかも、そのばく大きな金額が農家の希望する総合農政の諸施策に使われることはまことに少なく、きわめてうらし向きの対策に使用されておるものが多いという点であります。生産調整による休耕地に対する補償金の支払、八百万トンに達しようとする過剰米に対する支払倉庫料、金利、輸出をすれば半額の損失、銅料にすれば八〇%に近い国庫負担を余儀なくされる食管会計の現況等、數え上げれば切りのない状態であります。しかも、その中には、小麦は需要量の八六%、大豆にいたっては九五%を輸入に依存している実情であります。小麦の輸入金額は、昭和四十四年度で二億九千七百万ドル、農産物の全輸出金額に匹敵するほどの大きな数字を示しております。政府は、なぜ休耕地に麦、大豆等、大量に輸入している農作物をつくらせ、休耕地補償の予算で価格補償をして、農家の所得を確保しつつ、貴重な外貨を節約するということがどうして実現できないのか。農林大臣は、委員会では賛成しながら、実行に踏み切れないのはどういふわけなのか、お伺いをいたしたいのであります。

第四点は、農産物の価格対策がばらばらで、一

貫性、関連性に欠けているという点であります。

米価の生産費所得補償方式、麦のパリティ方式、野菜の出荷安定資金制度、砂糖の課徴金制度等、価格算定の方法一つを見ましても、そのばらばらさを如実に示しているのであります。あるいは、一步譲つて、その特殊性を考慮し、種々の計算方法によることはやむを得ないといたしましても、これらの農作物をつくるために支払われる一日当たりの労働力に対する報酬は、白書の付属統計表、昭和四十四年の数値で見ますと、米の二千四百四十円に対し、小麦の六百五円、大麦七百七十円、大豆千二百二十七円、甘蔗八百十二円等と

なつております。この数字は、米以外の農作物の生産基盤の整備と、近代化のおくれを雄弁に物語り、政府の米一辺倒の政策のひずみを明瞭にあらわしていると思うのであります。農産物価格に対する根本的な一貫した対策があれば、この際お示しいただきたい。

わが国農業は、まさに有史以来、未曾有の難関に直面いたしております。政府は、このような事態に至らしめた責任を自覚し、全力を上げて積極的に農政に取り組むべきであることを強く要望し、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君〕 沢田君にお答えいたしました。

○國務大臣(佐藤榮作君) 沢田君にお答えいたしました。

農村を快適な生活の場として保全し、農村をになう若い後継者にも魅力のあるものとすることは、近代的農業の形成にとって必須の条件であるだけでなく、農業と農村における自然環境の積極的な保全は、国民的な要請である緑地空間の保全の見地からも再認識すべきことと考えます。国土全体の立場に立った長期的、総合的な画計のもとにこのよろ農村社会を建設せよとの御意見は、趣旨におきまして私も全く異存はありません。国土の有効利用、自然の保護の見地にも十分留意しつつ、都市と農村の調和のとれた国土の建設につとめてまいりたいと思ひます。

次に、農林予算が米を中心であるとの御批判であります。少なくとも、かつてのよろ食糧増産時代の米麦中心の予算とは全く異質のものであることを御理解いただきたいと思ひます。構造政策の推進、成長農産物の生産対策の充実等、新たな日本農業の再編成を目指したものであつて、これがうらし向きのものと言ふのは当たらないと、

私はかように考へます。

いずれにいたしましても、農業におきましては幾多の問題をかかえ、ただいま最も困難な状態だと思います。したがいまして、皆さま方からも政府を鞭撻賜わると同時に、御意見を積極的に御開陳いただきたいと思ひます。

私も、予算のぶんどり合いが一そくそれに拍車をかけている現状であります。このよろやり方は、当該地方の農民の損失ばかりでなく、国家的損失であらうと思います。計画及び予算のつけ方について根本的な改善をする用意はないかどうか、承りたい。

わが国農業は、まさに有史以来、未曾有の難関に直面いたしております。政府は、このよろ農業と他産業との比較生産性、これは白書にも明確に数字をあげて書いておるわけであります

が、農業の生産性を高め、所得格差を改善いたしますため、農業生産基盤の整備、第二次農業構造改革事業の実施、農地の流動化の促進、それから総合資金制度の拡充等一連の構造改善の政策を講じますとともに、広域農業団地の育成等地域農業の総合的整備のための政策を講じてまいりたい

と思つておりますが、このよろ農業を推進いたしますことによって、生産性の高い近代的な農業経営が今後とも育成されいくものと私どもは期待し、その目標に向かって努力をいたしておる次第であります。また、近代的な農業経営を育成してまいります過程において、他産業への安定的就業を志向する者に対しましては、農村地域への工業の導入等によりまして兼業所得の増大をはかつてまいります。沢田さん御存じのように、白書にも書いてござりますけれども、現在は純粹の農業所得と、それから他産業の所得をそのまま比較いたしておるわけありますが、農家が約五〇%以上、平均いたしまして兼業所得でございまして、これらものを加味いたして計算をいたしますと、大体均衡いたしておることも御存じのとおりでございます。

米につきましては、休耕地補償を行なつておる一方で、これに反して麦、大豆等を大量に輸入し

官報(号外)

てることについてのお話がございました。米の生産調整は、需要の増大が見込まれます。他作物への転換によりまして達成されますが、しかし、他作物への転換につきましては、土地条件や技術条件等の制約がございまして、二百三十万トンという大規模な生産調整をいま直ちにすべて転作によって達成しようとすることには非常に困難がございますので、休耕に奨励補助金を交付いたしましたとともに、転作に重点を置いて、五年間にわたる計画的な転作を指導いたしまるうわけでございます。この転作作物につきましては、必要に応じて価格政策の適切な運用をはかつてまいりますが、農業生産の再編成を進めています。そこで、畜産、園芸等の振興、近代的な農業経営のためにも、畜産、園芸等の振興、加工、流通体制の整備等、構造政策を中心として各般の対策を講じてまいる方針でありますことは、白書にもきわめて詳細に御報告申し上げておるとおりでございまして、そういう方向に向かって私も進めてまいりたいと思っております。

それから、農産物の価格対策についてお話をございました。私ども、実はこのことにつきまして、農産物は、作物によってその適地性、保存性、栽培期間等の自然的性質をそれぞれ異にいたしております。さらに、経済的に見ましても、作物によって食生活に占める比重、需給の状況、農業経営方式、それから価格形成の態様等、いろいろの差がござりますことは御承知のとおりであります。

した上で、農産物価格政策の目的である国民食糧の安定的供給、農業所得の安定的確保、消費者家計の安定等の点について、これらの目的を満たしながら価格の安定をはかるために、対象農産物の安定制等の点について、これらの目的を満たす必要があります。今後こういう価格の決定の方式について再検討をいたしましたために、ただいま

していることについてのお話がございました。米の生産調整は、需要の増大が見込まれます。他作物への転換によりまして達成されますが、しかし、他作物への転換につきましては、土地条件や技術

条件等の制約がございまして、二百三十万トンとい

う大規模な生産調整をいま直ちにすべて転作に

よつて達成しようとする場合には非常に困難がござりますので、休耕に奨励補助金を交付いたしま

すとともに、転作に重点を置いて、五年間にわた

る計画的な転作を指導いたしまるうわけでございま

す。この転作作物につきましては、必要に応じて

価格政策の適切な運用をはかつてま

りますが、農業生産の再編成を進め

ています。そこで、畜産、園芸等の振興、加工、流

通体制の整備等、構造政策を中心として各

般の対策を講じてまいる方針でありますことは、

白書にもきわめて詳細に御報告申し上げておると

おりでございまして、そういう方向に向かって私

も進めてまいりたいと思っております。

それから、農産物の価格対策についてお話をございました。私ども、実はこのことにつきまして、農産物は、作物によってその適地性、保存性、栽培期間等の自然的性質をそれぞれ異にいたしております。さらに、経済的に見ましても、作物によって食生活に占める比重、需給の状況、農業経営方式、それから価格形成の態様等、いろいろの差がござりますことは御承知のとおりであります。

した上で、農産物価格政策の目的である国民食糧

の安定的供給、農業所得の安定的確保、消費者家

計の安定制等の点について、これらの目的を満たす

必要があります。今後こういう価格の決定の方

式について再検討をいたしましたために、ただいま

していることについてのお話がございました。

それから、土地改良のお話がございました。こ

れは御指摘のように、私どももたいへん大事な問

題でございます。ことに、方向転換をいたそうと

しておるときの土地改良は非常に大事な問題でござりますが、国営土地改良事業につきましては、事業規模が大きい等のために、一般にこの事業期

間が長期にわたるものが多いわけであります。

さらに、近年の社会経済情勢の急激な変化に対応いたしまして事業量も増加する等の措置がとらわれました結果、予定期間より若干のおくれを見せておる地区がござります。しかしながら、事業効果を十分に發揮させますためには事業の計画的進捗が欠くべからざるものでございますので、今後とも効果の早期にあがりますように最善の努力を続けてまいります。また、土地改良事業制度につきましては、最近の農業及び地改良事業制度につきましては、

これでござる諸情勢の著しい変化に対応いたしな

がら、今後の農業生産基盤の整備を計画的に進め

ますために、ぜひともこの土地改良制度の全般について、その改善をはかりますための検討をしてまいらなければなりませんので、このたびの国会に、御存じのよう土地改良法の改正案を提案いたしておるわけでございまして、この案をごらんいたたきますならば、私は、現在の農政を振興し

てまいるためにぜひ必要な法律であることはどな

たもお認めいただけますので、すみやかに御可決を賜りますようお願いいたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長林虎雄君。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、勤労者財産形成促進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、特段の配意をすべきである。

一、労働条件の向上、社会保障、公共住宅等社会資本の整備充実、物価対策の確立が勤労者の財産形成の基礎的条件をなすことにならがみ、これららの施策の充実を図ること。

一、勤労者の持家建設の推進にあたり、適切な宅地の供給及び合理的な地価の形成等の土地対策の確立がその前提となることに留意し、これら

の施策についても拡充を図ること。

一、本法による勤労者財産形成制度全般については、その実績の推移に即し、今後さらに積極的な改善に努めること。

一、勤労者財産形成のための有効適切な施策を樹立すること。

一、勤労者財産形成貯蓄契約の締結にあたり取扱金融機関等の選択については、勤労者の意思に反することのないよう配慮すること。

一、雇用促進事業団が行なう勤労者分譲住宅の建設資金の貸付けについては、その条件をつとめて長期低利なものとするとともに、中小企業における勤労者の持家建設に資するようその運用

において特段の配慮を加えること。

なお、貸付対象について、住宅生活協同組合その他の団体をも対象に加えることを今後さら

に検討すること。

一、雇用促進事業団の資金の調達については、勤

民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に一億五百四十六万九千円ならびに昭和四十六年度失業保険特別会計予算に五億円がそれぞれ計上されている。

一、費用

米は非常に少ないのですが、そのためには御指摘のように、私ども国内産のウルチ米でできるよう、いまいろいろ技術的な検討をさせておるわけであります。しかし、これは私ども国内産のウルチ米でできるようになりますが、全部内地米ではなかなかできませんというので、それぞれの方面から熱心な御要望がございましたので、今年に限つてやむを得ないものとして認める、こういうことにいたした次第でございます。この点をひとつ御理解をいただきたいと存じます。(拍手)

以上お答えいたしました。これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に一億五百四十六万九千円ならびに昭和四十六年度失業保険特別会計予算に五億円がそれぞれ計上されている。

一、費用

国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に對し、必要な協力が得られるよう行政指導を行なうこと。

一、雇用促進事業団による持家融資の実績の推移に即し、出資の増額について今後とも努力すること。

一、勤労者財産形成貯及びこれを原資とする融資の運用にあたつては、勤労者財産形成審議会を通じ勤労者の意向を十分に反映させること。

一、公務員等に対する持家分譲については、共済組合等が現に行なつてある住宅貸付けと明確に区分して行なうこと。

一、社内預金の管理については、今後さらに適正化に努めること。

右決議する。

勤労者財産形成促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院議長

重宗

雄三殿

船田

中

目次

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 勤労者財産形成貯蓄(第六条～第八条)
第三章 勤労者の持家建設の推進(第九条～第十三条)
第四章 雜則(第十四条～第十七条)
附則

(目的)

第一条 この法律は、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。

二 貨金 賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、勤労の対償として事業主が勤労者に支払うすべてのものをいう。

三 持家 みずから居住するため所有する住宅をいう。

四 財産形成 預貯金の預入、金銭の信託及び有価証券の購入をすること並びに持家の取得をするることをいう。

(国及び地方公共団体の施策)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の目的の達成に資するため、勤労者について、貯蓄の奨励及び持家の取得を促進するための施策を講ずるよう配慮しなければならない。

(勤労者財産形成政策基本方針)

第四条 労働大臣、大蔵大臣及び建設大臣(大蔵大臣にあつては勤労者(国家公務員及び地方公務員を除く。第六条から第九条までの規定を除き、以下同じ)の貯蓄に係る部分に、建設大臣にあつては勤労者の持家の取得に係る部分に限るものとする)は、勤労者の財産形成に関する

施策の基本となるべき方針(以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。)を定めるものとする。

二 勤労者財産形成政策基本方針に定める事項

は、勤労者の財産形成の動向に関する事項及び勤労者の財産形成を促進するため講じようとする施策の基本となるべき事項とする。

三 労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めるにあたつては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、かつ、その概要について勤労者財産形成審議会の意見をきかなければならぬ。

4 労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めたときは、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、勤労者財産形成政策基本方針の変更について適用する。

(関係機関への要請)

第六条 労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勤労者財産形成政策基本方針を定めるための資料の提出又は勤労者財産形成政策基本方針において定められた施策で、当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

(第二章 勤労者財産形成貯蓄契約)

第七条 事業主は、その雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする場合及びこれに基づいて預入等をする場合には、当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該契約の要件を満たすものとし、その者に代わって行なうものである。

(勤労者財産形成貯蓄契約についての事業主の協力等)

第八条 勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をした場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該勤労者に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(課税の特例)

第九条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(雇用促進事業団の業務)

二 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行なわれた日から一年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及びえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間はその払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又はえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間で、政令で定める要件を満たすものとするための払出し又は譲渡を除く。)をしないこと。

三 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四 預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

五 前二項の規定は、当該最初の預入の日から三年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及びえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間はその払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又はえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間で、政令で定める要件を満たすものとするための払出し又は譲渡を除く。)をしないこと。

六 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

七 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

八 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

九 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十一 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十二 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十三 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十四 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十五 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十六 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十七 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十八 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

十九 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十一 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十二 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十三 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十四 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十五 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十六 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十七 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十八 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

二十九 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十一 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十二 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十三 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十四 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十五 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十六 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十七 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十八 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

三十九 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十一 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十二 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十三 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十四 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十五 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十六 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

四十七 当該契約に基づく預入等に係る金額を当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

第一回 総則

(目的)

第一条 この法律は、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二回 雜則(第十四条～第十七条)

一 事業主又は事業主で組織された法人で政令で定めるもの(以下「事業主団体」という。)に対し、事業主にあつてはその雇用する労働者(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員以外の労働者のうち、労働者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する労働者にその持家として分譲する住宅の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。)のための資金(当該住宅の用に供する宅地の取得のための資金を含む。以下同じ。)の貸付けを行なうこと。

2 一日本労働者住宅協会に対し、労働者の持家として分譲する住宅の建設のための資金の貸付けを行なうこと。

前項第一号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行なわないものとする。

一 貸付けを受けようとする者(その者が事業主団体である場合には、その構成員であるすべての事業主)が、その雇用する労働者に代わって労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行なっていること。

二 貸付けを受けようとする者(その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該住宅の分譲を受けようとする労働者を雇用する事業主)が、当該貸付けに係る資金により建設し、又は購入する住宅の分譲にあたつて、労働省令で定めるその分譲を受けける労者の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

(金融機関等への協力の要請)

第十一条 事業団は、前条第一項の貸付けに必要な資金を調達するため、労働者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができる。

一 事業主又は事業主で組織された法人で政令で定めるもの(以下「事業主団体」という。)に

対し、事業主にあつてはその雇用する労働者(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員以外の労働者のうち、労働者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政

令で定めるものに限る。以下この条において

同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する労働者にその持家として分譲する住宅の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。)のための資金(当該住宅の用に供する宅地の取得のための資金を含む。以下同じ。)の貸付けを行なうこと。

二 同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する労働者にその持家と

して分譲する住宅の建設(新たに建設された住

宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの

ものの購入を含む。以下同じ。)のための資

金(当該住宅の用に供する宅地の取得のため

の資金を含む。以下同じ。)の貸付けを行なうこと。

三 一日本労働者住宅協会に対し、労働者の持

家として分譲する住宅の建設のための資金の貸

付けを行なうこと。

前項第一号の貸付けは、次の要件に該当する

場合でなければ行なわないものとする。

一 貸付けを受けようとする者(その者が事業

主団体である場合には、その構成員であるす

べての事業主)が、その雇用する労働者に代わ

つて労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等

に係る金銭の払込みを行なっていること。

二 貸付けを受けようとする者(その者が事業

主団体である場合には、当該事業主団体又は

当該住宅の分譲を受けようとする労働者を雇

用する事業主)が、当該貸付けに係る資金に

より建設し、又は購入する住宅の分譲にあた

つて、労働省令で定めるその分譲を受けける労

者の負担を軽減するために必要な措置を講

ずること。

(金融機関等への協力の要請)

第十一条 事業団は、前条第一項の貸付けに必要な

資金を調達するため、労働者財産形成貯蓄契約

を締結した金融機関等に対し、協力を求めるこ

とができる。

(監督)

第十二条 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、

こと。

第九条第一項の業務(以下「財産形成業務」とい

う。)に關し監督上必要な命令をることができ

る。

(雇用促進事業団法の準用等)

第十二条 雇用促進事業団法第十九条の二、第二

十一条並びに第三十七条第一項(同法第十九条の

二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係

る部分に限る。)及び第二項の規定は、財産形成

業務について準用する。

(雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二

十四条第三項の規定は、財産形成業務について

は、適用しない。

3 第一項において準用する雇用促進事業団法第

十九条の二第一項の規定により業務の委託を受

けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九

条の規定の適用については同法第十九条の二第

一項の規定により業務の委託を受けた金融機関

と、第一項において準用する同法第十九条の二第

一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四

十条第一号の規定の適用については同法の規定

と、財産形成業務は、同法第四十条第三号の規

定の適用については同法第十九条に規定する業

務と、前条の規定による労働大臣の命令は、同

法第四十条第五号の規定の適用については同法

第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令

とみなす。

(事業主の協力等)

第十三条 事業主は、労働者の持家の取得を効果

的に推進するため、互いに協力するよう努め

るものとする。

(第十四条 労働省に、労働者財産形成審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、この法

の規定によりその権限に属させられた事項そ

の他の労働者の財産形成に関する重要な事項を調

査審議するほか、これらに關し必要と認める事

項を関係行政機関に建議することができる。

3 審議会は、労働者を代表する者、事業主を代

表する者及び学識経験を有する者のうちから、

労働大臣が任命する二十人以内の委員で組織す

る。

(審議会に關する特例)

4 この法律に規定するもののほか、審議会に關

し必要な事項は、政令で定める。

(公務員等に関する特例等)

第十五条 国又は地方公共団体は、国家公務員又

は地方公務員で、労働基準法(昭和二十二年法

律第四十九号)第二十四条第一項又は船員法(昭

和二十二年法律第二百号)第五十三条第一項の規

定の適用を受けないものに代わって労働者財産

形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行なう場合には、これらの者に支払う賃金

から当該預入等に係る金額を控除することがで

きる。

(船員に關する特例)

第十六条 船員法の適用を受ける船員に關して

は、第四条第一項並びに第四項(同

条第五項において準用する場合を含む。)、第五

条並びに次条第一項中「労働大臣」とあるのは

「運輸大臣」と、第四条第三項(同条第五項にお

いて準用する場合を含む。)中「労働者財産形成

審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と

する。

(調査等)

第十七条 労働大臣は、労働者財産形成政策基本

方針を定めるについて必要な調査を実施するも

のとする。

(調査等)

第十八条 労働大臣は、労働省令で定めるところによ

り、労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等を

して労働者を雇用する事業主に対し、当該

契約の締結及びこれに基づく預入等の状況その

他必要な事項について報告を求めることができる。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第八条の規定は、昭和四十七年一月一日

から施行する。

(施行期日)

第二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百十

三号)の一部を次のように改正する。

(建設省設置法の一部改正)

第三条 第二条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(建設省設置法の一部改正)

これらの法律で定めるところにより行なうこと

ができる。

3 第十条の規定は、共済組合等が前項の規定による住宅の建設のための資金を調達する場合に

内閣総理大臣又は自治大臣は、国家公務員又

は地方公務員の財産形成について、第四条の規

定に基づき定められる労働者財産形成政策基本

方針の趣旨が生かされるように配慮しなければ

ならないものとする。

(内閣総理大臣に關する特例)

4 内閣総理大臣は、労働省令で定めるところによ

り、労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等を

して労働者を雇用する事業主に対し、当該

契約の締結及びこれに基づく預入等の状況その

他必要な事項について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に關する特例)

5 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

6 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

7 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

8 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

9 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

10 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

11 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

12 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

13 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

14 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

15 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

16 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

17 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

18 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

19 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

20 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

21 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

22 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

23 第十条の規定は、昭和三十三年法律第二百

三号の一部を次のように改正する。

(内閣総理大臣に關する特例)

その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

この法律の規定により科学技術庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四十条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこなす範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海洋科学技術センターといふ文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅延なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中外貿埠頭公團の項の次に次のように加える。

タ
海洋科学
技術セン
和四十六年法律第一法(昭)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

別表第二第一号の表中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

タ
海洋科学
技術セン
和四十六年法律第一法(昭)

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のようにより改正する。

別表第二第一号の表中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

タ
海洋科学
技術セン
和四十六年法律第一法(昭)

は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 賛成者起立

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるわが国の漁業事情等の推移にかんがみ、組合の組織を水産業と漁業の会員一票制の特例、漁業協同組合の役員選出方法の改善、総代会機能の拡充、剰余金の配当についての規定の整備、漁業協同組合連合会等の会員一票制の特例、漁業協同組合等の財務基準に関する規定の整備等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

別に費用を要しない。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の運用にあたり、水産業協同組合が適正活発な事業經營を行なうことのできるよう、その育成強化に努め、かつ、その組織の方についても、さらに調査検討を加えるとともに、特に左記事項に留意し、組合の健全な管理運営が確保されるよう努めるべきである。

記
一、法人組合員の資格要件の緩和、総代会の権限の拡大、連合会における会員一票制の特例の設置等に伴い、組合事業の運営にあたつては、全組合員及び会員の意志が十分反映されるよう指導を強化すること。

二、今後、第二次構造改善事業、浅海漁場開発事業、海洋水産資源の開発等が実施され、漁協等の果たすべき役割がますます大となることにならがみ、その近代化について指導・助成等の強化に努めること。

三、漁協等における法人組合員の資格要件の緩和に伴い、他の水産関係法令との調整、特に金融機関法等における適用対象中小漁業者の範囲の質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月七日

農林水産委員長 河口 陽一

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

第八十六条第二項中「外、第三十三條から第四十一条まで」を「ほか、第三十三條、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条から第四十一条まで」に、「及び」を「並びに」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第五十九条及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは」を「第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、第六十二条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、それぞれ」に改め、同条第四項中「第三十四条第七項」を「第三十四条第九項」に改める。

第八十七条第一項中「左の」を「次の」に、「行う」を「行なう」に改め、同項第一号中「会員」を「会員等（会員及び連合会を直接構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。）」に改め、「事業」の下に入れ」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては会員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては会員等と世帯と同じくする者は、これを所属員みなす。

第八十七条规定第六項中「第四項」を「前項」に改める。

いて「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定数の定めることによるものとし、その会員に対しても、当該会員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く。)の数、当該会員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十二条第二項中「第八十八条に規定するものとの外、第十九条から第三十一条まで」を「第八十八条及び第八十九条に規定するものとし、第十九条、第二十条及び第二十二条から第三十一条まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「外、第三十二条から第四十七条まで、第四十八条第二項、第三项及び」を「ほか、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条から第四十七条まで、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「第三十四条第七項」を「第三十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を有する連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第九項」に改め、「と、第五十二条第八項中「組合内水面組合を除く。」とあるのは「連合会」を削り、同条第四項中「外」を「ほか」に、「第六十二条第六項において準用する第二十一条第一項但書中「第十八条第五項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」といふ。)とあるのは准会員」を「第六十二条第六項第一項」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第八十九条第一項」に改め、同条第五項中「第三

十四条第七項本文」を「第三十四条第九項本文」に改める。

第九十三条第一項中「第六章」を「次章」に、「左の」を「次の」に、「行う」を「行なう」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第三号及び第四号中「事業」の下に「又は生活」を加え、同項第八号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同項第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第九十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「四十人」を「百人」に改める。

第九十六条第四項中「第五十九条及び第六十一人」とあるのは「第五十九条中」「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあり、第六十四条の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。)にあつては、「十五人」とあるのは、「十五人」とあるのは、それぞれに改める。

第九十七条第一項中「左の」を「次の」に、「行う」を行なうに改め、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第九号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(議決権及び選挙権)

2 会員の議決権及び選挙権については、第八十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

第一百条第二項中「第九十八条」の下に「及び第九十八条の二」を加え、「外」を「ほか」に、「第二十二条から第三十一条まで」を「第二十条、第二十二条から第三十一条まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三十二条から第四十七条まで、第四十八条第二項、第三項」を「第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九项、第三十五条から第四十七条まで、第四十八条第二項及び第三項」に「及び第九十条」を「並びに第九十条」に、「第三十四条第七項」を「第三十四条第五项中「一人」とあるのは「一人(第九十八条の二)」と、同条第九項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個」と、同条第九項に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に、「第六十二条第六項において準用する第二十二条第一項但書中「第十八条第五項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「准会員」を「第六十二条第六項中「第二十二条第一項、第四十九条第二項及び第三項」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第九十八条の二第一項」に改め、同条第五項中「第三十四条第七項本文」を「第三十四条第九項本文」に改める。

3 第一百条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

(議決権及び選挙権)

第一項の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、其済会の会員と世帯を同じくする者は、これを会員とみなす。

第一百条の六の二の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条

第一項の規定による会員(以下本章において「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第二百条の七第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「積立」を「積立て」に改め、同項第九号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第一百条の十四第一項中「第一百条の六」の下に「及び第一百条の六の二」を加え、「外、第二十一条を「ほか」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十二条第二項中「前項の経費」とあるのは、「前項の経費又は共済掛金」と読み替えるものとする。

に関する事項

口 漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する事項

ハ 水産動植物の生育環境の保全に関する事項

三 その他第一号の水産動植物の増殖又は養殖の推進に関する必要な事項

3 都道府県は、開発計画を定めようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならぬ。

4 都道府県は、開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

(開発計画の変更)

第八条 都道府県は、開発区域の区域の変更により、又は水産物の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、開発計画の変更について準用する。

(開発区域内における行為の届出等)

第九条 開発区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者(國の機関、都道府県その他政令で定める者(以下「國の機関等」といふ。)を除く。)は、農林省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 海底の掘削その他海底の形質の変更(海面の埋立て、干拓及び政令で定めるその他のもの)を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、当該開発区域に係る開発計画の達成に支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

都道府県知事は、開発計画の達成を図るために必要があると認めるときは、開発区域内において、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとするとする者又は海面の埋立て若しくは干拓をして、前項各号に掲げる行為をし、若しくはしよるとする者に対しても、必要な勧告をすることができる。ただし、國の機関等に対しても、この限り

でない。

3 国の機関等は、開発区域内において第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(水質汚濁等の監視)

第十一条 都道府県知事は、開発計画の達成を図るため、開発区域及びその周辺の水域における水質その他の水の状態及び水底の底質の悪化(以下「水質汚濁等」という。)の状況を監視するよう努めるものとする。

(国及び都道府県の援助等)

第十二条 国及び都道府県は、開発区域における水質汚濁等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(指定海域の監視)

第十三条 都道府県は、海洋水産資源の開発を促進するため、優良な水産動植物の種苗の供給のため、開拓化に努めるとともに、水産動植物の増殖又是養殖に関する技術の開発及び普及に努めるものとする。

(指定海域における行為の届出等)

第十四条 開発区域以外の一定の海域で、海底の地形、海流、餌料生物の分布その他の自然的条件がすぐれているため漁場としての効用が高く、かつ、漁業生産において重要な地位を占める海域(以下「指定海域」という。)において、漁場としての効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある海

底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定めるもの(以下「特定行為」という。)をしようとする者(國の機関等を除く。)は、農林省令で

定めるところにより、当該指定海域を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(目的)

第十五条 海洋水産資源開発センターは、海洋水産資源の開発を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行なうこと目

的とする。

(法人格)

第一節 総則

第二節 設立

第一節 総則

2 政府は、予算の範囲内において、開発センターより出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 開発センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

(名称)

第十九条 開発センターは、その名称中に海洋水産資源開発センターといふ文字を用いなければならない。

(登記)

第二十条 開発センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、開発センターについて適用する。

特定行為をし、又はしようとする者(國の機関等を除く。)に対して、必要な勧告をすることがができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十八条 開発センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十九条 開発センターは、その名称中に海洋水産資源開発センターといふ文字を用いてはならない。

(名称)

第二十条 開発センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、開発センターについて適用する。

(民法の準用)

第二十二条 開発センターを設立するには、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者十人以上が発起人となることを必要とする。

2 指定海域を管轄する都道府県知事は、当該指定海域の漁場としての効用を保全するため必要があると認めるときは、当該指定海域において開発セ

ンターに出資することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、開発センターより出資することができる。

(持分の譲渡等)

第十七条 開発センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

(持分の払戻し等の禁止)

第十八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

(名称)

第十九条 開發センターは、その名称中に海洋水産資源開発センターといふ文字を用いてはならない。

(登記)

第二十条 開發センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、開發センターについて適用する。

(民法の準用)

第二十二条 開發センターを設立するには、海洋水産資源の開発について学識経験を有する者十人以上が発起人となることを必要とする。

2 指定海域を管轄する都道府県知事は、当該指定海域の漁場としての効用を保全するため必要があると認めるときは、当該指定海域において開発センターより出資することができる。

(持分の譲渡等)

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し開発センターに対する出資を募集しなければならない。	
3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、農林省令で定める。	
(設立の認可)	
第二十三条 発起人は、前条第二項の募集が終つたときは、定款及び事業計画書を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。	
第二十四条 農林大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、海洋水産資源の開発に寄与することができると確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。	
一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。	
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けていると。(事務の引継ぎ)	
第三十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を開発センターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。	
2 開発センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に對し、出資金の払込みを求めなければならない。	
(設立の登記)	
第二十六条 開発センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。	
2 開発センターは、設立の登記をすることによつて成立する。	
第三節 管理	

(定款記載事項)

第二十七条 開発センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員の選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 設立当初の役員

十二 開発センターの定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第一十八条 開発センターに、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 開發センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(事務)

第三十九条 役員の選任は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務及び権限)

第四十条 役員及び職員の公務員たる性質

第三十二条 開發センターの職員は、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十三条 開發センターの職員は、理事長が任命する。

(業務)

第三十四条 開發センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第三十五条 開發センターは、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(事業年度)

第三十六条 開發センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十七条 開發センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(調査結果の公表等)

第三十八条 開發センターは、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(財務諸表)

第三十九条 開發センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 開發センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 開發センターは、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第三十一条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、當該認可を受けなければならない。

第四十一条 開發センターは、第三十九条の認可を受けたときは、當該認可を受けたときは、當該認可を受けなければならない。

可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十二条 開発センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 開発センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十九条 開発センターは、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 開発センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十五条 この法律に規定するもののか、開発センターの財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(報告及び検査)

第六節 監督

第四十六条 農林大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、開発センターに對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、開発センターの事務所その他の事業所(開発センターが借り入れてその業務の用に供している船舶を含む。)に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第四十七条 農林大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、開発センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく農林大臣の处分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、開発センターに對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 農林大臣は、開発センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができます。

3 第四十六条第一項又は第四十四条の承認をしよ

うとするとき。

(漁場の効用の低下等の防止に關する措置の要請)

第五十条 農林大臣は、工場又は事業場からの排出水の排出その他の行為に起因して海洋における漁場の効用が著しく低下し、又は喪失するおそれがあると認められるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(関係行政機関等の協力)

第五十一条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(報告及び検査)

第六節 監督

第四十六条 農林大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、開発センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

(解散)

第三十九条 開発センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

(適用除外)

第五十三条 この法律の規定は、放射性物質による水質汚濁等及びその防止については、適用しない。

(第六章 罰則)

第五十四条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした開発センターの

役員又は職員は、三万円以下の罰金に處する。

第五十五条 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

第五十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした開発センターの役員は、三

万円以下の過料に處する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に處する。

一 第九条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第二項の規定に違反した者

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海

洋水産資源開発センターという文字を用いてい

る者については、第十九条第二項の規定は、こ

の法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 開発センターの最初の事業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

第四条 開発センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開発センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中学校法人(私立学校法第六十四条第四項(各種学校)の規定により設立された法人を含む)の項の前に次のように加え

る。(法人税法の一部改正)

第六十条 所得税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中学校法人(私立学校法第六十四条第四項(各種学校)の規定により設立された法人を含む)の項の前に次のように加え

る。(法人税法の一部改正)

第六十一条 第一項中「保護培養」を「保護培養

事業計画及び資金計画については、第三十九条

中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開

発センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第六十二条 第一項中「保護培養」を「保護培養

事業計画及び資金計画については、第三十九条

中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開

発センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第六十三条 第一項中「保護培養」を「保護培養

事業計画及び資金計画については、第三十九条

中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開

発センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第六十四条 第一項中「保護培養」を「保護培養

事業計画及び資金計画については、第三十九条

中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開

発センターの成立後遅滞なく」とする。

(農林省設置法の一部改正)

第六十五条 第一項中「保護培養」を「保護培養

事業計画及び資金計画については、第三十九条

中「当該事業年度の開始前」であるのは、「開

発センターの成立後遅滞なく」とする。

第十七号の一部を次のように改正する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国農林業の零細な経営規模の拡大等、農林業構造の改善と農山村地域の振興対策を一層強力に推進することが要請されてきた法人を含む)の項の前に次のように加える。

三、国有林野の活用にあたつては、活用に関する基本方針は林政審議会の意見を聞いて決定し、活用の対象、相手方等の審査の公正を期し、林業のための活用は協業体を相手方とする部分林契約、共同利用の採草放牧のための活用は貸付けによることを原則とし、買戻しの特約はその旨を登記する等、活用の目的を十全ならしめるよう措置すること。

四、国有林野事業の運営にあたつては、森林生産力の一そな増強を図り、国土保全、水源涵養、大気浄化等の公益的機能の充実に努めること。また、国民の保健休養、自然保護等のため必要な国有林野は活用の対象から除外するとともに、活用に係る収入については、とくに第八条の趣旨を生かすよう配慮すること。

五、国有林野の活用の効果を発揚するため、活用後の指導助言に万全を期するとともに、当該地域の民有林野を含めた国土の高度利用が促進されるよう努めること。

右決議する。

三、国有林野の活用に関する法律案

第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十九年法律第百六十号)第四条の規定の趣旨に即応して速かに国有林野事業の体制の整備を期し、国土保全その他国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ国有林野の適正な活用を図ること。

第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換しえたり払い、若しくは譲与し、国有林野につき部分林契約若しくは所属替をし、及び国有林野につき管換若しくは所属替をし、及び国有林野につきとをいう。

第三条 この法律において「農林業の構造改善」とは、農業構造の改善及び林業構造の改善をいい、「農業構造の改善及び林業構造の改善」とは、それぞれ農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第二条第一項第三号の農業構造の改善及び林業基本法第三条第一項第一号の林業構造の改善をいう。

第四条 農林大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの(第一号に掲げる者に充てん)を目的とする所

属替を含む。)を積極的に行なうものとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいふ。）の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

農業を営む個人、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林省令で定める者

二 前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されていてものに代わるべき土地として林業經營の用に供することを目的とする国有林野の活用

当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの

三 林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他の林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は農業協同組合法（昭和十二年法律第二百三十二号）第七十二条の八第一項第二号に掲げ林業を行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項に規定する事業を行なう森林組合その他の小規模林業経営を行なう者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体で農林省令で定めるもの

四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用（前三号に掲げるものを除く。）

当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者若しくはこ

れらの者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体で農林省令で定めるもの又は当

該市町村

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公用又は公益事業の用に供する施設に関するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

当該事業を行なう者

六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所

在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）第八条第一項の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的とする国有林野の活用

農事組合法人、農業協同組合、森林組合、

地方公共団体その他の農林省令で定める者

前項の規定による国有林野の活用は、当該国

有林野の位置その他の自然的經濟的諸条件からみて合理的なものであるとともに、当該国有林

野の所在する地域の經濟的又は社会的実情を考慮しつつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならない。

（国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表）

第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による

国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に関する事項を定め、これを公表しなければならない。

（国有林野の活用の適正な実施）

第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調査

を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定するとともに、当該活用を行なうに當たつて

（収入の使途）

当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に

従つて適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならない。

二 農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用により土地の売払いをする場合には、民法明治二十九年法律第八十九号（第五百七十九条の定めるところにより、買戻しの期間を当該売払いの日から十年を経過する日までの期間とする買戻しの特約をつけなければならぬ）。

一 森林経営の用に供することが適當な民有林野（地方公共団体の所有に属するものを含む。以下同じ。）で国有林野とあわせて經營することを相当とするもの買入れに要する経費

二 國土の保全上必要な民有林野で国有林野とあわせて經營することを相当とするもの買入れに要する経費

三 前二号に掲げる民有林野を交換により取得する場合における交換に要する経費

四 前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設その他の林業生産基盤の整備に要する経費

三 農林大臣は、前項の売払いに係る土地につき、次の各号に掲げる場合（土地取扱法（昭和二十六年法律第二百十九号）によつてその土地が取扱された場合その他の農林省令で定める場合を除く。）に限り、同項の特約に基づく買戻権行使することができる。

一 指定された期日までに指定された用途に供されなかつたとき。

二 指定された用途に供された後指定された期間内にその用途が廃止されたとき。

（国有林野の活用を受けた者の義務）

第六条 第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用の目的に従つて、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない。

（延納の特約）

第七条 農林大臣は、第三条第一項の規定による

国有林野の活用で同項第一号から第三号までに掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活用に伴う立木竹の売払いをする場合において、当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払うことなどが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、確實な担保を徵し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができる。この場合には、同条第二項及び第三項（同項第二号を除く。）の規定を準用する。

○河口陽一君登壇、拍手

○河口陽一君 ただいま議題となりました法案について御報告いたします。

まず、水産業協同組合法改正案は、漁業協同組合の法人組合員の資格要件の緩和など、組合の組織と運営に関する制度を改めようとするものであります。

委員会におきましては、組合の民主的運営、他の水産関係法令との調整等について質疑が行なわれました。

質疑を終わり、日本共産党河田委員の反対討論の後、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、多數をもつて附帯決議を行ないました。

次に、漁港法改正案は、国以外の者が、北海道で漁港修築事業を実施する場合の負担及び補助の割合を、これまでの全額から百分の九十に改

めようとするもので、衆議院において施行期日にについての修正が行なわれたものであります。

委員会におきましては、質疑を終わり、討論採決の結果、本法律案は、多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、海洋水産資源開発促進法案は、海洋水産資源開発のため、開発区域の指定、開発計画の樹立、新漁場開発のための調査等を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、質疑を終わり、河田委員の反対討論の後、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、全会一致をもつて附帯決議を行ないました。

(号外)

官報 (号外) 資源開発のため、開発区域の指定、開発計画の樹立、新漁場開発のための調査等を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、質疑を終わり、河田委員の反対討論の後、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、全会一致をもつて附帯決議を行ないました。

次に、国有林野の活用に関する法律案は、現在通達により行なわれている農林業の構造改善のための国有林野の活用を一そく円滑かつ適正に実施するため提案されたものであります。国有林野の活用は、林業基本法の趣旨に即し、国有林野所

在地域における農林業の構造改善その他、地域の振興に資するため、国有林野の管理經營の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつけるなどするはか、活用の対象事業と活用の相手方、基本的事項の決定公表、適正な活用の実施に関する措置、二十五年以内の延納、売り払い収入等の使途などについて規定したものであります。

国有林野の活用に関する最初の法律案は、昭和四十二年の第五十五回国会に提案されており、本案は第六十一回国会に衆議院で修正議決され、審査未了となつた案が第六十三回国会に再提出され、今国会まで継続審査となつていたものであります。

委員会におきましては、林道、造林、外材問題、国有林野事業の財務、労働問題その他、林業及び森林をめぐる諸般の問題が論議されたほか、従来の活用と本法による活用との比較、国有林野

活用適地の選定基準、活用後の用途指定等を確保する措置などについて質疑応答が行なわれました。

質疑を終わり、河田委員の反対討論の後、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

次いで、国有林野事業の体制を整備し、その使命達成との調整をはかりつつ適正な活用をはかること等の四項目の附帯決議を全会一致で行ないました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び海洋水産資源開発促進法案全部を問題に供

します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 「賛成者起立」

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、漁港法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 「賛成者起立」

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

審査報告書
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を審題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事金丸富夫君。

船舶職員法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

計画的な養成を推進するとともに、再教育の体制についても十分な配慮をすること。

上級資格の試験を受ける場合は、試験の免除範囲の拡大について配慮すること。

右決議する。

船舶職員法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

計画的な養成を推進するとともに、再教育の体制についても十分な配慮をすること。

上級資格の試験を受ける場合は、試験の免除範囲の拡大について配慮すること。

右決議する。

船舶職員法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年五月十一日
参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 鬼丸 勝之

審査報告書

同条第一項を削る。

別表第一「近海区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で乙区域内において従業するものの項中「三千トン」を「五百トン」に改め、同表遠洋区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するものの項中「五千百トン」を「三千トン」に、「三千トン」を「五千トン」に改める。

別表第二「資格の欄中「近海区域第一区」を「近海区域」に改める。

近海区域に改め、「近海区域又は」及び「近海区域第一区を航行区域とする船舶及び」を削る。^(同表平成二年三月三十日付) 水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの項中「乙種船舶通航士」を「乙種船舶通航士（近海区域を航行区域とする総トン数五千トン以上の船舶であつて國際航海に從事するものであつては、甲種船舶通航士）」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔金丸富夫君登壇、拍手〕

○金丸富夫君　ただいま議題となりました船舶職員法の一部を改正する法律案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の船舶における技術革新の進展等に対応して、海技従事者の国家試験を合理化するとともに、船舶に乗り組ませなければならぬ船舶職員と、その資格を定めている配乗別表の一部を改めようとするものであります。

委員会では、船舶航行の安全確保の見地から、本法律案をめぐる諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案による附帯決議を行ないました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税等の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十六年四月二十七日

○副議長(安井謙君) 日程第十、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長柴田栄君。

審査報告書

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

コンテナーに関する通關条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

昭和四十六年五月十一日

参議院議長　重宗　雄三殿
衆議院議長　船田　中

大藏委員長　柴田　栄
大蔵委員長　柴田　栄

要領書

第一條　この法律は、コンテナーに関する通關条約(以下「コンテナー条約」という。)及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通關条約(TIR条約)(以下「国際道路運送条約」という。)を実施するため、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)及び関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、コンテナーに関する通關条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に伴う通關条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を実施するため、関税法及び関税定率法の特例等を定めたものとします。

ナーやいう。

二、国際運送　外国を仕向地又は仕出地とする貨物の運送であつて、本邦内で当該貨物が詰め替えられることなく同一のコンテナーによ

り行なわれるものをいふ。

三、国際道路運送手帳　国際道路運送条約第五条の団体が、同条約の規定に基づき直接に又はこれと提携する団体を通じて発給する税関手続用の書類をいふ。

四、保証団体　第十一条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた者をいふ。

(免稅コンテナー等に係る担保の提供)
第三条　コンテナー条約第一条又は第五条の規定によりコンテナー又はコンテナー修理用の部分品につき関税を免除する場合には、税關長は、その免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(免稅コンテナー等の用途外使用の制限)
第四条　コンテナー条約第二条又は第五条の規定により関税の免除を受けて輸入したコンテナー(以下「免稅コンテナー」という。)又はコンテナー修理用の部分品(修理により取りはずされた部分品を含む。以下「免稅部分品」という。)は、その輸入の許可の日から三月間(三月をこえることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、三月をこえ、税關長が指定する期間。以下「再輸出期間」という。)内に、国際運送の用(免稅部分品にあつては、免稅コンテナーの修理の用。次条において同じ。)以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の場合の関税の徵收)
第五条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、その免除

を受けた関税を直ちに徴収する。

一 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を国際運送の用以外の用途に供し、若しくはこれに供するため譲渡したとき。

二 再輸出期間内に前条の物品を輸出しなかつたとき。

三 再輸出期間内に前条の物品を輸出しなかつたとき。

2 関税率法第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

(免税コンテナー等についての記帳義務等)

第六条 免税コンテナー又は免税部分品を輸入した者（その輸入後に、これらの物品の譲渡、返還又は貸与がされたときは、当該譲渡、返還又は貸与を受けた者）次項及び次条において「管理者」といふ。は、政令で定めるところにより、これらの物品の管理、運用及び保管に関する事項を帳簿に記載しなければならない。

2 税関長は、関税の徴収上必要があると認めるときは、管理者に対し、政令で定めるところにより、当該免税コンテナー又は免税部分品について、その輸出手月日及び輸出地その他必要な事項を報告させることができる。

(管理者変更の場合の通知)

第七条 免税コンテナー又は免税部分品について管理者が変わることとなつたときは、その変更前の管理者は、これらの物品の引渡しの日から五日を経過する日までに、変更後の管理者に対し、政令で定めるところにより、これらの物品について再輸出期間その他必要な事項を通知しなければならない。

(免税コンテナーの国内運送への使用) 第八条 貨物を詰めて輸入された免税コンテナーが、当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（貨物を詰めないで輸出される場合にあつては、その輸出地）まで通常の経路により運送される間において、国際運送以外の運送（以下この条において「国内運送」という。）の用に供されると

きは、第四条及び第五条の規定は、適用しない。

2 前項の国内運送は、再輸出期間内において、一回をこえてすることはできない。

3 第一項の国内運送をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、免税コンテナーのうち、本邦において製造されたコンテナー（保税作業による製品を除く。）及び國税納付済みのコンテナーで、政令で定めるところによりこれらのコンテナーである旨の表示をしたものについては、適用しない。

(国際道路運送手帳の確認)

第九条 第三条から前条までの規定は、免税コンテナーのうち、本邦において製造されたコンテナー（保税作業による製品を除く。）及び國税納付済みのコンテナーで、政令で定めるところによりこれらのコンテナーである旨の表示をしたものについては、適用しない。

第十条 国際道路運送手帳による担保の下で外国貨物の保稅運送（関税率法第六十三条第一項に規定する運送をいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該国際道路運送手帳につき保証団体の確認を受けなければならぬ。

(保証団体の認可等)

第十二条 国際道路運送条約第五条1に規定する権限を有する者となるには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 國際道路運送条約第五条2に規定する国際道路運送手帳に加盟している法人であること。

2 前号の国際団体との間に関税及び内国消費

税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条

第一号に掲げる内国消費税をいう。以下次条

までにおいて同じ。）に關する保証契約を締結することが確実であること。

3 関税及び内国消費税の納付その他の保証団体の業務を通正に遂行するに足りる能力があること。

4 保証団体は、国際道路運送手帳による担保の下で外國貨物の運送をすることにつき関税率法第六十三条第一項の承認を受けた者が、同法第六十五条第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の規定により関税及び内国消費税を徴収されることとなつたときは、その者と連帯して当該関税及び内国消費税を納付する義務を負う。

5 保証団体は、第三項第二号に規定する保証契約を締結したときは、直ちに、その旨及び当該保証契約の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、国際道路運送手帳を発給してはならない。

7 保証団体は、その業務を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

8 大蔵大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。

9 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、そ

の職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(コントナードの承認手続)

第十四条 コントナードにつき、コントナード条約第七条又は国際道路運送条約第十七条2に規定する承認を受けようとすると者は、政令で定めることにより、当該コントナードの種類、型式、記号及び番号その他の政令で定める事項を記載した申請書を税関に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けようとすると者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を、政令で定め

るところにより、税関に納付しなければならぬ。

3 大蔵大臣は、大蔵大臣は、関税及び内国消費税の保

全のため必要があると認めるときは、政令で定

めることにより、保証団体に対し、金額及び

(設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等)

第十五条 コンテナー条約附属書一又は国際道路運送条約附属書六に定める技術上の条件を満たすものとして設計型式により承認されたコンテナーナーは、コンテナー条約第七条又は国際道路運送条約第十七条の規定により承認されたコンテナーナーとみなして、これらの条約及びこの法律を適用する。

2 前条の規定は、本邦においてその製造するコンテナーナーにつき、前項の設計型式による承認を受けようとする者について準用する。

(コンテナー条約の非締約国への便益の提供)

第十六条 コンテナー条約の締約国以外の国(その国におけるコンテナーの通関上の取扱いその他)の事情を勘案して政令で定める国を除く。)から輸入されるコンテナーナーは、締約国から輸入されるものとみなして、同条約及びこの法律を適用する。

(政令への委任)

第十七条 前各条に規定するもののほか、コンテナーナー条約及び国際道路運送条約並びにこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則) 第十八条 第四条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、若しくは帳簿を隠した者又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

三 第十三条第一項の規定による報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)

第二十一条 關稅法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附 則

この法律は、コンテナー条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、その日と国際道路運送条約が日本国について効力を生ずる日とが異なるときは、同条約の実施に係る部分については、同日から施行する。

〔柴田栄君、拍手〕

○柴田栄君 ただいま議題となりました法律案は、最近における貨物のコンテナーによる国際運送の実情にかんがみ、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう

貨物の国際運送に関する通関条約に加盟することに伴い、この両条約を実施するため、關稅法及び

關稅率法の特例として、免稅コンテナー等について、担保の提供、用途外使用の制限等の規定を設けるほか、国際道路運送手帳を発給することのできる保証団体の認可等について必要な措置を講じております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

決議いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

一、今回の整理事項についてはその実施の状況について追跡調査を行ない、その結果を本委員会に報告すること。

○副議長(安井謙君) 日程第十一、許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田口長治郎君。

○副議長(安井謙君) 許可、認可等の整理に関する法律案の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田口長治郎君。

一、許認可等の整理については、国民生活に密着し実効あるものについても積極的に実施すること。

一、今回の整理事項についてはその実施の状況について追跡調査を厳に行ない、その結果を本委員会に報告すること。

右決議する。

許可、認可等の整理に関する法律案の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 舟田 中

内閣委員長 田口長治郎君

内閣委員長 重宗 雄三殿

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第三条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改める。

第十九条第二項中「原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が」を「理事長が内閣総理大臣の認可を受けて」に改める。

第二十三条中「受けた」の下に「定める基準に従つて」を加える。

第二章 大蔵省関係

(会計法の一部改正)

第五条 会計法(昭和二十一年法律第三十五号)の一部を次のように改める。

第四条の二第四項中「歳入徵収官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により歳入徵収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徵収官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項中「前四項」を「前三項」に、「代理せしめ又は分掌せしめる」を「又は分掌させる」に改め、同条第六項中「第三項の規定により歳入徵収官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項中「第三項の規定により歳入徵収官を分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第八項を削る。

第十三条第四項中「支出負担行為担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「前四項」を「前三項」に、「代理せしめ又は分掌せしめる」を「又は分掌させる」に改め、同条第六項中「第三項の規定により歳入徵収官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項中「第三項の規定により歳入徵収官を分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第八項を削る。

第十四条の二第四項中「契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四項の二第五項」を「第四項」に改め、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項を削る。

第十五条の二第四項中「支出負担行為担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項中「第三項の規定により契約担当官を分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第八項を削る。

第十六条の二第四項中「代理契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第八項を削る。

第十七条の二第四項中「代理契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第八項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第九項を削る。

第十八条の二第四項中「代理契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第九項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第十項を削る。

第十九条の二第一項中「代理契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第十項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第十一項を削る。

第二十条の二第一項中「代理契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第十一項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第十二項を削る。

代理支出負担行為担当官といい、第四項を「する」に改め、同項後段中「第二十四条第三項」を「同項」に改める。

第十三条の二第一項前段中「なす」を「する」に改め、同項後段中「第二十四条第四項」を「同項」に改める。

「第四条の二第四項三項」を「前二項」に改め、同条第五項を次のよう改め、同条第三項を削る。

第一項又は第二項の規定により支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官といふ。

第四十条第一項中「代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして」を「分任出納官吏及び出納官吏代理以外の職員に」に、「取り扱わせる」を「取り扱わせる」に改める。

第四十条の二第一項中「出納官吏とし、又は当該他の各省各府所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏」と「出納官吏、分任出納官吏又は出納官吏代理」に改める。

第四十一条第二項中「但し、代理出納官吏、分任出納官吏」を「ただし、分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十二条中「代理出納官吏、分任出納官吏」を「分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十三条中「代理出納官吏、分任出納官吏」を「分任出納官吏」を「たゞし、分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第二十九条の二第四項中「契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四項の二第五項」を「第四項」に改め、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する場合を含む。」の規定により指定された官職にある者である場合に、その官職ある者が欠けたときは「(各省各府の長又はその官職ある者が欠けたときは)」を命ぜられた職員

第三十条第二項において準用する場合を含む。」の規定により第一号から第三号まで又は前二号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

第六条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十三条の三第三項」を「第十三条の三第四項」に改め、同項第三号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同項第十号を削り、同項第九号中「その補助者」を「政令で定めるところにより、補助者」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「代理官及び」を削り、同号の次に次の三号を加える。

八 前各号に掲げる者の代理官

九 会計法第四十六条の三第二項(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第三百九号)第二十九条の二第四項中「契約担当官」の下に「(各省各府の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四項の二第五項」を「第四項」に改め、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項」を「第三項」に、「これを分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第七項を削る。

二 第四項(第十三条第四項、第十三条の三第三項、第二十四条第三項及び第二十九条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合に、その官職ある者が欠けたときは「(各省各府の長又はその官職ある者が欠けたときは)」を命ぜられた職員

十 会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうこととを命ぜられた職員

第十八条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十一号」に、「同項第九号」を「同項第十二号」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第七条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第三百九号)の一部を次のように改正する。

二 会計法(昭和二十一年法律第三十五号)第四百九号の一部を次のように改正する。

二 支出負担行為認証官及び支出官

各省各府の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各府所属の職員又は他の各省各府所属の職員に、前項各

第十一條第一項中「第五条の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者（以下「歳入徴収官等」という。）」を「歳入徴収官等」に改める。
（國の所有に属する自動車の交換に関する法律の一部改正）

第十一條 国の所有に属する自動車の交換に関する法律（昭和二十九年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車」を「自動車等」に改める。

第一項中「当分の間」を削り、「國の所有に属する自動車」を下取り（物品を買入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所

有に属する物品を、対価の一部として、当該買入に係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。）の商慣習がある自動車、医療用又は試験用の機械器具その他の政令で定める物品であつて國の所有に属するもの」に「自動車と」を「これと同種の物品と」に改める。

（閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令の廃止）

第十二條 闭鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十六号）は、廃止する。

（博物館法の一部改正）

第十三条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改めて改める。

（文化財保護法の一部改正）

第十四条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改めて改める。

（文化財保護法の一部改正）

第十五条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改めて改める。

（埋蔵物として提出された物件の鑑査の委任等）

第十六条 文部省関係

（博物館法の一部改正）

第十七条 文部省関係

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

（博物館法の一部改正）

第一百条の二 文化庁長官は、必要があると認めることは、都道府県の教育委員会に対し、第六十一条第一項の規定による鑑査、同条第二項の規定による通知及び差戻し並びに第六十一条の規定による引渡し（第六十一条第二項に規定する文化財の引渡しに限る。）の事務を委任することができる。

第六十条の規定による警察署長の物件の提出は、当該委任を受けた都道府県の教育委員会に対してもしなければならない。

第四章 通商産業省関係

（特許法の一部改正）

第十五条 特許法（昭和二十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改めて改める。

第八十三条第一項及び第九十二条第一項中「、特許庁長官の許可を受けて」を削る。

第九十三条第一項中「、通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

（実用新案法の一部改正）

第十六条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号）の一部を次のように改めて改める。

第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「、特許庁長官の許可を受けて」を削る。

（意匠法の一部改正）

第十七条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改めて改める。

第二十三条第一項中「、通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

（意匠法の一部改正）

第十八条 航路事業者

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第十一條第一号中「、第六条第二項」を「又は第六条第二項」に改め、「又は第九条の規定により認可に附けた条件」を削り、同条第二号中「（第十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六十一条第一項の規定による鑑査、同条第二項の規定による通知及び差戻し並びに第六十一条及び第十三条を削り、第十四条中「第十二条を削り、同条を第十二条とし、同条の次に第十二条を加える。

（承継）

第十三条 登録ホテル業を営む者がその営業の全部を譲渡し、又は賃貸したときは、譲受人又は賃借人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

2 前項の賃貸が終了したときは、賃貸人であつた者は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

3 登録ホテル業を営む者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

（経営の委任等の届出）

第十四条 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部若しくは一部の經營を委任し、又はその営業の一部を譲渡し、若しくは賃貸したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 登録ホテル業を営む者たる人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人）は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部又は一部を省令の定める期間をこえて休止し、又は廃止したときは、当該省令の定める期間の経過した日又はその廃止の日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、季節的に休止する場合は、この限りでない。

第十五条を次のように改める。

第二十八条第一項「、認可の条件」を削り、「第十号」を「第十二条」に改め、「税の追徴」の下に「、第十三条（承継）」を加える。

第三十二条第一号中「又は第十五条を「、第十二条を削り、同条を第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。」

（海上運送法の一部改正）

第十九条 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）の一部を次のように改めて改める。

第二条中第十一項を「第二項」とし、第五項から第十項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「いい」の下に「これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け」を加え、

5 この法律において「一般旅客定期航路事業とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け」を加え、

6 この法律において「一般旅客定期航路事業とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人

の運送をする旅客定期航路事業をいふ。

（航路事業者）に改める。

第二章（第三条第一項、第十九条の四第一項、第十九条の七及び第二十三条の五を除く。）中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「旅客定期航路事業者」を「一般旅客定期

航路事業者」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならぬ。

第五条第二号中「免許」の下に「、特定旅客定期航路事業の許可」を加える。

第十九条の三を次のように改める。

（特定旅客定期航路事業）

第三条第二項、第四条（第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。）及び第五条の規定は、前項の許可について適用する。

3 第十一条の二、第十二条、第十六条及び第十九条第二項の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一

一条第一項中「第四条」とあるのは、「第四条（第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 特定旅客定期航路事業の許可を受けた者は、運航を開始したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

5 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続若しくは合併があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

6 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継あつた日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

7 特定旅客定期航路事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

8 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十三条の四中「及び第十九条の二」を「第二十三条の四中〔及び第十九条の二〕を「第二十九条の三」とし、第二十三条の六を第二十三条の四とする。

第四十五条の三第一項第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同

項第一号中「自動車航送貨物定期航路事業」の上に「特定旅客定期航路事業」を加える。

第四十七条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者

第四十八条第一号中「第二十三条の四」を「第二十三条の二」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十九条の三第三項において準用す

る第十一条第一項の規定により認可を受けなければならぬ事項を受けないでした者

第四十八条第二号の二中「第二十三条の四第

二項」を「第十九条の三第三項及び第二十三条の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十三条の四」を「第二十三条の二」に改める。

第四十九条第一号中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十一条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十二条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十三条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十四条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十五条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十六条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十七条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十八条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第五十九条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第六十条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第六十一条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第六十二条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第六十三条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第六十四条第一項中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二十一条 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（権限の委任）

第五条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

第六条第一項中「異議申立て」の下に「又は審査請求」を、「異議申立て」の下に「又は審査請求人」を加え、同条第三項中「異議申立て」の下に「又は審査請求人」を加える。

（鉄道営業法の一部改正）

第五十二条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」を「ニ届出ツベシ」に改める。

第五十四条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第五十五条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第五十六条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第五十七条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第五十八条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第五十九条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十一条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十二条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十三条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十四条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十五条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十六条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十七条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十八条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第六十九条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十一条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十二条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十三条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十四条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第七十五条第一項中「第二十三条の二」に改める。

第二章（章名、第三条、第八条第一項、第十一条第一項及び第三十六条を除く。）中「自動車運送事業」に改め、同条第二項中「特定自動車運送事業」の下に「及び無償自動車運送事業」を加え、同項第五号中「一般自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改め、同項第五号中「及び次号」を削り、同項第六号を削り、同条第三項中「自動車運送事業」の下に「であつて、無償自動車運送事業以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4 無償自動車運送事業（無償で旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 無償旅客自動車運送事業（旅客を運送する無償自動車運送事業）

二 無償貨物自動車運送事業（貨物を運送する無償自動車運送事業）

第四条の見出しを「（一般自動車運送事業の免許）」に改め、同条第二項中「並びに前条第二項各号及び第三項各号」を「及び前条第二項各号」に改める。

第五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の二第二号中「の免許」の下に「又は特許」を加える。

第八条第一項中「自動車運送事業者」と「一般自動車運送事業者」という。」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

第十二条に次の二項を加える。

3 運輸大臣が一般自動車運送事業の種類に応じて標準運送約款を定めて公示した場合においては、当該種類の一般自動車運送事業者は、

第一項の認可を受けないでこれと同一の運送約款を定めることができる。同項の認可を受けた運送約款を当該標準運送約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該一般自動車運送事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第五条第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「運送約款」の下に「(標準運送約款)と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款」を加える。

第十五条第一号中「貨物自動車運送事業者」を「第三十六条第一項中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書きを加える。

4 第二項に改め、「運送約款」の下に「(標準運送約款)と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款」を加える。

第十七条第一項中「貨物自動車運送事業者」と「第三条第二項第四号又は第五号の自動車運送事業を經營する者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)」に改め、同条第一項及び第三項中「貨物自動車運送事業者」を「一般貨物自動車運送事業者」に改める。

第十九条の次に次の二項を加える。

(天災等の場合における他の路線による事業の經營)

第十九条の二 路線を定める一般自動車運送事業を經營する者は、天災その他運輸者令で定めるやむを得ない事由により事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第四条第一項の規定にかかわらず、三月をこなしがる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を經營することができる。この場合において合理的に必要

となる事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十八条第一項及び第二十九条第三項並びに第四十一条第一項の規定は、適用しない。

三 令で定める事業計画

四 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲

五 当該事業の經營が運輸上必要である理由

3 運輸大臣は、特定自動車運送事業の許可をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 路線を定める一般自動車運送事業を經營する者は、前項の規定による事業の經營及び事業計画の変更又は事業の休止につき、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

第二十四条の二第二項中「又は一般小型貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」という。)」を削る。

第二十七条第一項「及び同条第三項第一号」を削る。

第三十六条第一項中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書きを加える。

4 第二項に改め、「運送約款」の下に「(標準運送約款)と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款」を加える。

第十四条第一項中「その者」の下に「。以下同じ。」を加える。

第四十五条を次のように改める。

(特定自動車運送事業)

第四十五条 特定自動車運送事業を經營しようとする者は、第三条第三項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、路線又は事業区域を定め、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 特定自動車運送事業の許可を受けようと/or>運輸大臣に提出しなければならない。

一 經営しようとする特定自動車運送事業の種類

二 予定する路線又は事業区域

三 特定自動車運送事業の種類ごとに運輸省

令で定める事業計画

四 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並

びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲

五 当該事業の經營が運輸上必要である理由

3 運輸大臣は、特定自動車運送事業の許可をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 路線を定める特定自動車運送事業を經營する者は、前項の規定により第一項の許可に基づく運送約款を定め、運輸大臣に届け出なければならない。

第三十二条第五項の規定は、前項の命令に付して、公衆の利便を確保するためやむを得ない限りにおいて、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定自動車運送事業を經營する者(以下「特定旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定自動車運送事業の經營により、当該路線又は事業区域に開運する一般

自動車運送事業の經營及び事業計画の維持がよる一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定旅客自動車運送事業を經營する者(以下「特定旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定旅客自動車運送事業の經營により、当該路線又は事業区域に開運する一般

自動車運送事業の經營及び事業計画の維持がよる一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

三 特定自動車運送事業の種類ごとに運輸省

令で定める事業計画

四 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並

びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲

五 当該事業の經營が運輸上必要である理由

3 運輸大臣は、特定自動車運送事業の許可をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 路線を定める特定自動車運送事業を經營する者は、前項の規定により第一項の許可に基づく運送約款を定め、運輸大臣に届け出なければならない。

第三十二条第五項の規定は、前項の命令に付して、公衆の利便を確保するためやむを得ない限りにおいて、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定旅客自動車運送事業を經營する者(以下「特定旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定旅客自動車運送事業の經營により、当該路線又は事業区域に開運する一般

自動車運送事業の經營及び事業計画の維持がよる一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定旅客自動車運送事業を經營する者(以下「特定旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定旅客自動車運送事業の經營により、当該路線又は事業区域に開運する一般

自動車運送事業の經營及び事業計画の維持がよる一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四条第四項、第五条第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十五条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
第四十五条の次に次の二条を加える。
(無償自動車運送事業)
第四十五条の二 無償自動車運送事業を經營する者(以下「無償自動車運送事業者」という。)は、第三条第四項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。無償自動車運送事業を經營する者は(以下「無償自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2 無償自動車運送事業者は、その事業の経営により、当該路線又は事業区域に関連する他の自動車運送事業者による一般自動車運送事

業の経営及び事業計画の維持を困難とするため、公衆の利便を著しく阻害し、又は阻害するおそれが生ずることのないようしなければならない。

3 第二十五条、第二十五条の二、第三十条、第四十三条(第一号に係る部分に限る。)、第四十三条の二並びに前条第八項及び第九項の規定は、無償自動車運送事業について準用する。

4 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、無償旅客自動車運送事業について準用する。

5 無償自動車運送事業者は、事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6 無償自動車運送事業者たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(無償自動車運送事業)
第四十五条の二 無償自動車運送事業を經營する者(以下「無償自動車運送事業者」という。)は、第三条第四項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出しなければならない。無償自動車運送事業を經營する者は(以下「無償自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

四項、第八十八条第一項」に改める。

(通運事業法の一部改正)

第一百四十五条第五項において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の「号を加える。

三の二 第四十五条の二第一項の規定に違反して無償自動車運送事業を經營した者

第一百四十五条第一項」の下に「(第四十五条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第

二号中「第二十五条の二第三項」の下に「(第四十一条第一項)」を削除。

第十二条第一項中「次条の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十五条中「から第六号まで及び」を「若しくは第五号又は」に、「を有する者」を「又は許可を受ける者」に改める。

第十七条第一号中「第二十一条」を「第二十一号」に改め、「通運約款」の下に「(標準通運約款と同一の通運約款を定めているときは、当該通運約款)」を加える。

第二十条第三項を削る。

第二十一条に次の二項を加える。

3 運輸大臣が標準通運約款を定めて公示した場合においては、通運事業者は、第一項の認可を受けないでこれと同一の通運約款を定めることができる。同項の認可を受けた通運約款を当該標準通運約款と同一のものに変更しよとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該通運事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第五十二条に次の七項を加える。

3 第二十七条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項に次のたゞし書を加える。

4 第二十九条第一項を削る。

第五十三条の二第三項(「(第四十五条第五項、第十五条规定)」を「(第六十五条)」に改め、同条第四号中「又は第九十七条第一項」を削る。

第五十四条の二第三項(「(第四十五条第六項及び第四十五条の二第一項)」の下に「(第四十五条第六項及び第四十五条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第二号中「第十六条、第二十五条、第四十五条第二項」を「第十二条第四項、第十六条、第十九条の二第二項(第四十五条第五項、第十七条、第十八条规定)」を削る。

第五十六条 第二十二条第四項の規定に違反して無償自動車ターミナル法の一部改正

法律第二百三十六号の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七条に次の二項を加える。

3 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし

書の運輸省令で定める軽微な事項に係る工事計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(航空法の一部改正)

第二十七条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項に次のたゞし書を加える。

4 第二十九条第一項を削り、同条第二項中「運輸省令で定めるところにより」を削り、「及び知識」を「知識及び能力」に改め、同条第三項を次のように改める。

5 第二十九条第一項の機長は「には」に、機長として必要な経験、知識及び能力に改め、同条第三項を次のように改める。

6 第二十九条第一項の機長は「には」に、機長として乗り組んではならない。

7 第二十九条第一項の機長は「には」に、機長として必要な経験、知識及び能力に改め、同条第三項を次のように改める。

8 第二十九条第一項の機長は「には」に、機長として必要な経験、知識及び能力に改め、同条第三項を次のように改める。

の規定により工事を完成しなければならない期日(同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日)までに工事を完結しないとき。

第七十二条第一項中「の機長は」を「には」に、機長として必要な経験、知識及び能力に改め、同条第三項を次のように改める。

第七十二条第一項に「運輸省令で定めるところにより」を削り、「及び知識」を「知識及び能力」に改め、同条第三項を次のように改める。

第六項の規定により指定定期航空運送事業者が審査をすべき者についても第二項及び第三項の審査をすることができる。この場合においては、第四項の規定の適用があるものとする。

9 指定定期航空運送事業者は、第五項の認定及び第六項の審査を行なうときは、運輸大臣が当該指定定期航空運送事業者の申請により指名した運輸省令で定める要件を備える者に実施させなければならない。

10 前各項の規定を実施するために必要な細目的事項については、運輸省令で定める。

第一百五十条第五号の二中「第七十二条の規定による認定を受けないで」を「第七十二条第一項の規定に違反して」に改める。

(港則法の一部改正)

第二十一条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改止する。

第二条中「は、別表のとおり」とし、「を」及び「に改める。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とし、第三十条の三を第三十条の二とする。

第四十二条中「、第三十条の二」とする。

別表を削る。

第六章 郵政省関係

(電波法の一部改正)

第二十九条 電波法(昭和二十五年法律第百三十号)の一部を次のように改止する。

目次中「第一百四条の二」を「第一百四条の三」に改める。

第十四条第二項第九号中「並びに発振及び変調の方式」を削り、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第一号中「第十一号」を「第十一号」に改める。

第十八条に次のたゞし書を加える。

ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第五十三条中「、周波数、発振及び変調の方

式並びに空中線の型式及び構成」を「及び周波数」に改める。

第八章中第一百四条の二の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第一百四条の三 この法律に規定する郵政大臣の権限は、郵政省令で定めるところにより、その一部を地方電波監理局長に委任することができる。

2 第八十五条から第九十九条までの規定は、地方電波監理局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「郵政大臣」とあるのは「地方電波監理局長」と、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

第七章 建設省関係

(住宅組合法の廃止)

第三十条 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第十九条及び第二十八条(港則法)の一部を改定する規定及び別表を削る改正規定に限る。(並びに附則第六項、第十八項、第二十六項及び第二十九項) 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第五条から第十一条まで並びに附則第四項及び第二十三項 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

三 第二十四条及び第二十七条並びに附則第八項から第十四項まで、第十九項、第二十一項及び第二十七項 公布の日から起算して六月を経過した日

2 第二十三条の規定による改正後の帝都高速度

交通営団法第三十二条の規定は、帝都高速度交

通営団の昭和四十六年四月に始まる事業年度か

ら適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が任命した顧問は、第四条の規定による改正後の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命した顧問とみなす。

4 第五条の規定による改正前の会計法第三十九条第二項(同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理出納官吏又は第九条の規定による改正前の物品管理法第八条第七項、第九条第六項若しくは第十条第五項(これららの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理物品管理官、代理物品出納官若しくは代理物品供用官若しくはこれらの補助者のこの法律の施行前の事實に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

6 第十九条の規定の施行の際に経営している同条の規定による改正前の海上運送法第二条第一項第二号の特定旅客定期航路事業に係る同項の免許は、第十九条の規定による改正後の一月を経過した日

7 この法律の施行の際に第十二条の規定による改正前の内航海運業法第三条第一項の許可を受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航運送業又は内航船舶貨渡業を営んでいる者は、当該事業について第二十条の規定による改

者とみなす。

8 第二十四条の規定の施行の際に現に経営している同条の規定による改正前の道路運送法(以下「旧道路運送法」という。)第三条第二項第六号の規定による改正後の道路運送法(以下「新道路運送法」という。)第三条第四項第二号の無償貨物自動車運送事業又は同法第二条第五項の軽車両等の運送事業に該当するものを除く。以下同じ。)に係る旧道路運送法第四条第一項の免許は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四条第一項の免許とみなす。

9 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三条第二項第六号の一般小型貨物自動車運送事業に係る同法第四条第一項の免許の申請は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四条第一項の免許とみなす。

10 第二十四条の規定の施行の際に現に經營している同条の規定による改正前の旧道路運送事業(新道路運送法第三条第四項の無償自動車運送事業又は同法第二条第五項の軽車両等運送事業に該当するものを除く。以下同じ。)に係る旧道路運送法第四条第一項の免許は、新道路運送法第四十五条第一項の許可とみなす。

11 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三条第三項の特定自動車運送事業に係る同法第四条第一項の免許の申請は、新道路運送法第四十五条第一項の許可とみなす。

12 第二十四条の規定の施行の際に現に旧道路運送法第四条第一項の免許を受けている自動車運送事業で新道路運送法第三条第四項の無償自動車運送事業に該当するものを經營している者は、同法第四十五条第二項の第一項前段の届出をしないでも、当該事業を引き続き經營することができます。この場合において、同項後段の規定の適用

を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅組合の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十九号を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改める。

については、当該免許に係る路線又は事業区域及び事業計画のうち同法第四十五条の二第一項前段の規定により届け出なければならない事項に該当するものは、同項前段の規定により届け出た事項とみなす。

第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第四条第一項の免許の申請で新道路運送法第三条第四項の無償自動車運送事業に該当するものに係るものは、同法第四十五条の二第一項前段の規定によりした届出とみなす。

第二十四条の規定の施行の際に旧道路運送法第八条第一項の規定により認可を受けている特定自動車運送事業に係る運賃及び料金は、新道路運送法第四十五条第七項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

この法律の施行の際に存する住宅組合に関しては、旧住宅組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(運輸省設置法の一部改正)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第八号及び第五十一条第一項第四号中「資格及び懲戒」を「及び資格」に改める。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二中「免許し」の下に「許可し」を加える。

運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号中「及び自動車道事業を免許し、及び」を「免許し、及び許可し、自動車道事業を免許し、並びに」に、「又は認可する」を「認可し、及び必要な処分をする」に改め、同項第三十九号中「軽車両運送事業者」を「軽車両等運送事業者」に改める。

第二十八条第一項第五号及び同条第二項第一号並びに第五十二条第一項第八号中「軽車両運送事業」を「軽車両等運送事業」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「電波法(昭和二十三年法律第二百四十号)」の下に「に基づく郵政大臣又は地方電波監理局長の処分」を加え、「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

(道路交通法の一部改正)

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第七項中「若しくは同条第三項第一号」を「同条第三項第一号若しくは同条第四号」に改める。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第四十二号)の一部を次のようにより改正する。

第八条第四号から第六号までを次のように改める。

四から六まで 削除

(第一号)に改める。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第四十二号)の一部を次のようにより改正する。

第八条第四号から第六号までを次のように改める。

(海上運送法の一部改正)

海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部改正)

第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部を次のように改正する。

(海上運送法の一部改正)

海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部改正)

第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(海上運送法の一部改正)

海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部改正)

第三条第一項(一般旅客定期航路事業の免許)の一部を次のように改正する。

	許可件数	円)
(一) 道路運送法第四十五条第一項(特定自動車運送事業の許可)(一時的な需要のために期間を限定して行なうる許可その他政令で定める許可を除く。)	一件につき一万円	
(二) 道路運送法第八十条第一項(登録)の自動車運送取扱事業の登録	登録件数	
	一件につき一万円	
28. (消費生活協同組合法の一部改正) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のよう改正する。 第一百九条第一号を次のように改める。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
29. (船舶整備公団法の一部改正) 船舶整備公団法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のよう改正する。 第二条第一項中「一般旅客定期航路事業に係る部分に限る。」を削る。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
30. (住宅金融公庫法の一部改正) 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のよう改正する。 第十七条第一項第一号を次のように改める。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
31. (住宅金融公庫法の一部改正) 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のよう改正する。 第十八条第一項第一号を次のように改める。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
32. (地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。 第七十二条の五第一項第五号中「住宅組合」を削る。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
33. (所得税法等の一部改正に伴う経過措置) 附則第十五項に規定する住宅組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかるわらず、なお従前例による。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
34. 二 削除 第十九条中「同項第二号に該当する住宅組合についてはその組合員の住宅を必要とする事由」を削る。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
35. 第二十一条の三第三項ただし書中「又は第六号に該当する場合においては、当該住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。 (産業労働者住宅資金通法の一部改正)	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
36. 産業労働者住宅資金通法(昭和二十八年法律第六十三条号)の一部を次のよう改正する。 第九条第三項中「第五号、第六号、第八号及び第九号」を「第六号及び第七号」に、「同項第十	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
37. 計画に基づき、合計七十件、三十法律にわたる許可、認可等の整理について、一括して整理を行なおうとするものであります。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
38. 委員会におきましては、許可、認可の整理についての臨時行政調査会の答申と行政改革計画との関係、今後の整理方針等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
39. 質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本案に対し、足鹿委員より提出の各党共同提案にかかる附帯決議が付せられました。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
40. 以上御報告申し上げます。(拍手)	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
41. ○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
42. ○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
43. 本日はこれにて散会いたします。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
午前十一時三十三分散会	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
出席者は左のとおり。	号を「同項第八号」に改める。 (地方税法の一部改正)	
議員	議長	副議長
峯山 昭範君	喜屋武真榮君	河口 一君
青島 幸男君	塙出啓典君	源田 丸茂君
藤原 房雄君	萩原幽香子君	安田 隆明君
山高しげり君	市川房枝君	小林 利克君
三木 忠雄君	内田阿部君	大松 正武君
矢追 秀彦君	楠木亨弘君	国司君
松下 正寿君	利壽君	博文君
上林繁次郎君	佐野江平君	佐藤 高田君
高山 恒雄君	富士重貞君	佐藤 中津井君
二宮 文造君	吉川茂夫君	佐藤 佐田君
中村 正雄君	金丸河口君	佐藤 仁君
小山邦太郎君	丸茂重貞君	佐藤 長谷川君
沢田 武大君	金丸重貞君	佐藤 鹿島君
鈴木 一弘君	金丸重貞君	佐藤 青田君
渡辺一太郎君	金丸重貞君	佐藤 林田君
増田 矢野君	金丸重貞君	佐藤 桜井君
星野 重次君	金丸重貞君	佐藤 江藤君
盛君 盛登君	金丸重貞君	佐藤 白井君
齋藤 升君	金丸重貞君	佐藤 鹿島君
西村 関一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
瀬谷 鎌木君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
米田 清充君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
園田 関一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
熊谷 太三郎君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
中村 正文君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
波男君 強君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
英行君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
長屋 太郎君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
中山 佐藤君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
和田 鶴一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
水谷 三郎君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
植木 大谷君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
青柳 宜実君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
大谷藤之助君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
秀夫君 光教君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
春江君 須原君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
敏夫君 前田君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
新谷寅三郎君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
河野謙三君 新谷寅三郎君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
古池 信三君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
藤田 正明君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
黒木 若林君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
杉原 上原君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
河原 正吉君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
正太君 荒太君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
利克君 荒太君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
河原 正太君 森八三一君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
高橋文五郎君 高橋文五郎君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
船田 諭君 船田 諭君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
栗原 祐幸君 栗原 祐幸君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
柴田 榮君 柴田 榮君	金丸重貞君	佐藤 須崎君
津島 文治君 津島 文治君	金丸重貞君	佐藤 須崎君

